

す。
の発展、あるいは科学技術の進歩によりまして、この労働基準法の現行法の運用について、いろいろと問題が発生しつつあることは事実でございま

に学識経験者の方々に御依頼を申し上げまして、労働基準法研究会を設置いたしまして、すでに御指摘のような点につきまして、いろいろと御審議をいただきております。その中で特に問題として

○向山委員 労働大臣は労働安全衛生法案の提案理由の説明の中で、最近の産業活動の急速な変化に即応した労働安全衛生対策を推進するために、この法案を法制化することになった、こういう説明をいたしております。

そこで、先ほど申し上げましたように、労働基

いくとか、あるいはまたいろいろな法律ができる全般的な国民の健康を守るといいますか、人命尊重の時代に入っている中で、働く方々に対しても、いろいろな形で法律的にだんだん保障がされていき、また事業場に対しては公害関係の防止法案もできたり、いろいろ考えてみますと、ただいま進んでいる情勢が浸透てくると、特に、ただでさかしい問題が出てくるのではないかという気がするわけなんです。

れる方に安全衛生の教育を徹底するとか、そういうような必要が強まってまいります。それから、技術革新が急速になつてまいりますと、やはりそういう新しい技術に対応するための研究というものも必要になつてしまいましょうし、基準は、そういう技術変化に対応いたしまして、改正をすべきものはもちろん敏捷に改正をしなければいかぬわけでございますが、それにいたしましても、次々に、予想されなかつたような新しい技術、新しい物質が出てくる。そういうものにつ

問題、あるいは労働時間等に関する問題でございまして、労働省いたしましては、安衛衛生に関する問題が特に急務であるということで、私どもは今回安全衛生立法を提案させていただいて、御審議をいただくようになつたわけでございますが、その他の問題につきましては、十分問題点をとらえ行政指導をしながら、新しい問題に対処する考え方を固めてまいりたい、かように考えております。

○渡邊健(政府委員) 労働安全衛生の問題につきましては、ただいま政務次官からお答え申し上げたとおりでございますが、なお、基準法のその他部分につきましては、基準法研究会におきまして、去年の暮れに労働時間、有給休暇、休日等

準法が、戦後間もなくつくられて、今日の情勢に合わない点がいろいろあるわけございますが、現在の時点においていろいろ合わない点があるから現在の時点に合わせようということで、この労働安全衛生法案をそういう角度からおつくりになりましたのか、また、この産業活動の急速な変化というのには、実は現在行なわれているところで、今後も非常に急速な変化が予想をされますけれども、この今後産業活動の急速な変化が予想される状態をお考えになられて、今回提案になつている労働安全衛生法案がつくられているのか、その辺のいきさつといいますか、状況についてお伺いをいたしました

そこで、いろいろ公害の問題などを考えてみると、いまの法律がどんどん進んでいくと、都市においては、たとえば個々の工場などは、公のところで工場アパートでもつくって、その中へ中小企業が入っていくとかなんとかいうような方向のほうへでもいかなければ、実際問題としてなかなかやつていけない時代がくるのじゃないかといふような気もするわけなんです。そういう意味から考えて、今度の労働安全衛生法が、今後の変わっていく状況も加味して法律がつくられたとすると、ならば、労働省の御見解では、どんな点で今後大きく変わると考えておられるか。この点については、おわかりになつてている程度でけつこうです。から、由来内だらうつこうでけつこうで、お尋ねをす

きましては、今回の法律で示されておりますよう
に、届け出制をとりまして、新しく初めて出てきた
ような技術、工法等につきましては、それをそ
のつどチェックいたしまして、新しい技術で、ま
だ基準はできていない。しかし、どうも安全衛生
上懸念があるというようなものに対しては、専門
家の意見を聞いて、その実施について勧告をす
るとか、そういうようなことで急速な技術の変化
に対応していくといふような措置も必要である。
かように考えるわけでございまして、それらの点
を考えまして、今回の法案をつくったわけがござ
います。

○向山委員 わりあいに前向きの御答弁をいただき
たのですが、ございました本内閣の司会をいたしま
す。

に關しまして報告がなされております。基準法研究会は引き続きまして、その他の労働基準法の部分につきまして、ただいま検討を続けておるわけ

○選送(候)政府委員たまむ向山先生 基準法
が時代に適合しなくなつたためか、それとも産業
の変化に対処するためかといふうなことで御質

○渡邊健(政府委員) 産業がどういう点で変わつたか、想像的でいい。お答えを聞いてみたいと思います。

いたれりでござるが、たゞかく其目的はお伺いをいたしたいと存ります。

でございまして、私どもその研究会の報告の結果を見まして、またその報告に最近の情勢等も加えて判断をいたしまして、必要と認める場合には中央労働基準審議会等に御諸問をし、そして法改正を行なうかどうかということは、その時点であらためて検討いたしたい、かよう考へておるわけでございます。

問がございましたが、私ども、二つの原因が今回
の労働安全衛生立法法の制定の必要を認めた根拠で
ある、かように考えておるのでございます。
もう少し申し上げますと、産業の事情が非常に
変わってきた、そして從来考えておったような災
害防止対策では不十分になつてきたり、それに対し
て、労基法はそういう事態を予想してなかつたた

ていくだらうかという御質問であると存ずるのでござりますが、安全衛生の観点から申し上げますと、まず、技術革新によりまして産業が非常に高度化していくという点が第一点。さらに、そういう技術の高度化、変化というものが今後は一急速になつていくのではないか、かような点が考えられるわけでございます。そういうような変化

て多少の差異はありますけれども、全般的には、残念ながら減少の傾向をたどらずに、むしろ増加の傾向をたどっているといつても間違いではないだらうと思います。特にその中でも、重大災害あるいは職業病等は相当な高い率で増加をしているわけでございますが、十年間こうした状況が続いているところを見ますと、その中で、今回

したがいまして、安全衛生を除きますその他の部分につきまして、まだそれを改正するとしてもいいとも、あるいはまた、もしそういう必要が生じた場合にも、別個の単独立法の形になるかいなかどういうようなことは、ただいまのところは全く白紙でございまして、研究会の結果を待つて検討い

○向山委員 当然、ただいまお答えのあったような形でなければならぬと思いますが、そこで昨日今の状況から見ますと、年々老齢化の傾向も出てよう考え方であるわけでござります。

から考えますと、かつてのようく、災害防止につきましては、一定の危害防止の基準を定めて、それを守つてさえればいいというだけでは、災害防止に十分でなくなつてくる。やはりそれに加えまして、技術上の好ましい指針であるとか、技術上の助言をするとか、あるいはまた、それに従事さ

の安全衛生法案が単独立法化され、さらに強化されることには、非常にけつこうなことではござりますけれども、どうも年間百七十万人にも及ぶ被災者があってみたり、六千人にも及ぶ死に考が年々続いているという状況を見ますと、幾つかの大きな原因があるけれども、どうもその原因が

除できぬ。これが今度のような安全衛生法案をつくったことによつて除去できるかどうかは非常に疑問でござりますけれども、この十年間の統計から見た大きな災害の原因はどういうところにあるというように見られておられるのか、また法律を改正することによって、この状態がどのくらい減るかということは、労働省でもなかなか予測はできないでしようけれども、少なくとも法律改正によって相当改善されるとお考えになられていらうと思ひますけれども、どの程度のことを見込まれているのか、それらの点についてもちよつとお答えを願いたいと思います。

○渡邊(健)政府委員 先生御指摘のようにいろいろ努力はいたしておりますが、重大災害がなかなか減らない、あるいは職業病などはむしろふえておるというような状況が見られるわけであります。が、この原因につきましてはいろいろございますが、一番大きな原因と申しますと、やはり一つには技術革新によりまして新しい工法、あるいは新しい設備、新しい製造方法といふようなものが次々に出てくる、あるいは新しい物質が使われるといふようなことの結果、災害が大型化し、重篤化するという傾向があること、それからやはりそういう特に化学的な新しい物質が使われるというようなことから、それに伴う職業性疾病、こういうものがふえてくる、こういう点が災害がなかなか減らない原因であろう、私どもかように考えておるわけでございます。

で、これに対しましては新しい化学物質、もとと職業病等に対しましては今度の法案でも、特定の労働者の健康に非常に有害なものにつきましては製造禁止、あるいは製造の許可制、あるいは有害性の表示制等々の処置を講じますとともに、健康診断その他の健康管理を非常に厳格にすることにいたしておりますので、そういうことによつて職業病の発生の予防にかなりの効果を期待できるのではないか、かように考えております。

また新しい工法や新しい製造法等に基づく重大災害等につきましては、先ほども申しました届け

出制等によりまして、そういう今までなかつた
ような工法や製造法をチェックいたしまして、必
要なものについては専門家の意見を聞いて勧告を
するといったような制度を設けておりますほか、
さらに危害防止基準につきましては、いろいろ根
拠を明確にいたしまして、今後規則等で防止基準
の改善をはかっていく根拠を明らかにいたしました
ことと、さらにそういう基準を定めて、それを
順守させるということのほかに、技術上の好まし
い指針をつくる。その他技術上の助言をするなど
いったようなこと、あるいは財政的な援助をする
といったようなこと、あるいは安全衛生教育を徹
底するといったようなこと、あるいは使用者側の
災害防止責任体制を明確にする、そういった幾つ
かの新しいやり方を新法案の中には規定してござ
いますので、これにつきましても、それらの運用
のよろしきを得れば災害防止、減少にかなりの効
果が期待できるのではないか、かように考えてお
るところでございます。

○向山委員 ただいま技術革新によつて新しい工
法や新しい物質が、特に化学物質が出てきたこと
も確かに大きな原因だろうとは思います。

いずれにいたしましても、そうした新しいもの
が使われたらふえたということかどうかは、ま
だまだ原因を掘り下げてみないと、十年間の形の
中でよくはわかりませんし、それからこの統計に出
た数字の分類をしてみないと、太体建設関係とか
運輸関係とか林業関係とかいうような関係に、一
般的には災害の率は高いようですが、こ
れらの災害の種類もさることながら、こういう状
況の中で何とかして災害を撲滅しようという形で、
今回労働安全衛生法案が提案されたということ。
これ自身は、私は非常にけつこうなことだと思います
。そうして理由はどこにあるにせよ、この労
働灾害を防止して、職場における労働者の安全と
健康を確保する、これはもういつときもゆるがせ
にできないことでございますので、この法律をつ
くられたことは一つの大きな前進であり、私も賛
成をするわけでございますが、どうしても災害の

絶滅をするには、もう少し具体的に原因がはつきり出てこないと、どうも労働省のほうのおっしゃることも抽象的な面が非常に多いわけなんで、確かにおっしゃるとおりのものも大きな原因だらうと思いますが、もう少いいろいろな原因があるでしようけれども、どうも大きなものから見ると、こういうものが原因なんだというようなことがわからないと、労災にななかか効果があがつてこないよう思うわけなんです。

そこで、いま労働基準局長が答弁がございましたが、先ほどお話をありましたように、四十四年の九月からの労働基準法研究会のほうの御意見が、労働省のほうへあがつてきたというのが今度の労働安全衛生法案のもとになるわけでしょうが、この研究会のほうの労働災害の実績と、その対策という労働省のほうへあがつてきた、指摘されたおもな点は、どんな点が大きく指摘されてきているのか。またその指摘された点は、かねがね労働省の皆さん方が考えていた点とほぼ一致してきているのかどうなのか、その辺について、ちょっと事情を御報告願いたいと思います。

○灘邊(健)政府委員 昨年の夏に出されました労働基準法研究会の安全衛生に関する報告の中におきましては、労働災害がなかなか減らない理由として幾つかあげておりますが、第一には、基準法を中心とする現行法制度に基づく災害防止対策では、産業社会の急速な進展なし変化に即応することができないという点、それから第二といたしましては、現行の最低基準の確保を中心とする安全管理対策だけでは限界にきているのではないかという点、第三といたしましては、産業活動の急激な進展に対応するところの安全衛生を担当する技術者が、民間でも行政部門でも著しく不足をしておるのではないかという点、それから第四といたしまして、災害が中小企業や下請企業において多く発しているが、そういう中小企業や下請企業に対する対策が必ずしも十分といえないのではないか、こういうような諸点を、災害発生がなかなか減らない理由としてあげておるわけでございます。

これらにつきましては、私どもがねがねそういう点は非常に認識をいたしておりますたところでございまして、以上のような原因に対しまして、るべき安全衛生対策の基本方向といたしまして、同研究会の報告の中では、まず第一には、産業社会の進展に即応するため、積極的、科学的な対策を講ずる必要がある。そのためには新工法や新原資料の採用などに對して事前審査の制度を設けるとか、あるいは機械設備等の本質的安全の確保、職場環境の抜本的改善、こういったような積極的な施策を講ずる必要があるということをまず第一に述べ、さらに第二といたしましては、単に基準を示して守らせるというだけでなく、今後は技術指針の作成や快適な職場環境あるいは快適基準の設定など行政指導の分野をもつと充実する必要がある。さらに、その裏づけとして研究部門の拡充が必要だというようなことをあげております。また、第三といたしましては安全衛生を担当する技術者を育成、確保する必要を述べておりますし、第四には、中小企業や下請に対しましては、下請企業などに対する親企業の責任の強化、あるいは中小企業の安全衛生施設に対する融資その他の援助制度の充実、技術的な援助、指導体制の整備等々を基本的な安全対策として講すべきことを述べておるのでございまして、これらの対策につきましても、私どもまことに正鶴を射たものと考えて、今回の法案の中に取り入れているところでございます。

○向山委員 私も末端で実は労働災害を何とかして撲滅しようということで、長い間労働省の御指導でやってきてるわけでございます。

そこで、先ほど申し上げましたように十年間、この統計で見ると、労働災害の撲滅を叫んで労働省におきましては、災害防止五ヵ年計画を立てたり、新しい計画を立てられたりして努力をされ、また末端でも、何とか災害だけは撲滅したいといふことで、ずいぶん努力をしていますけれども、その結果が、この統計で見ますと、新しい分野のことがふえたから依然として減らないのだとい

いうだけでなく、何かもう形の上では官民一体となつて、この長い歴史的経過をもつて、産業安全週間なんというのを年々やつて、ずいぶん苦労をされてきているけれども、一向に災害が減少しない。こういう現実を見ると、この災害に対する対策の行政がマンネリ化しているのではないか、もうちょっと新しい発想に立つて、この災害の問題を取り上げないといけないのじやないか。今度法律の上では労働安全衛生法案が独立になるわけですから、法的には強化されるようだけれども、何かやはり原因が非常に抽象的で、もう少し思い切ったことをやらないと、なかなか労働災害が目に見えて減るというような形はできないのじやないか、こんな気も、実は年々自分ながらやってきて、そして全国的な統計を見ると一向に減らない、こういうところを見ると、もう行政がマンネリ化して、そうして実際は同じことを繰り返したような形になつておるのじやないか、こういうことを実は非常に心配するわけであります。

そこで、ほんとうに労働省がこの労災を除去するというお考えならば、もう少し施策が何か思いついたことがあるように思うのですが、その辺について私の考えているのが間違いなのかどうなのか、あるいは皆さんはどういうふうにお考えになっているのか、その辺をひとつお伺いしたいと思います。

○渡邊(健)政府委員 まあ私ども災害を減少し、撲滅いたしますために、いろいろなことを衆を集めまして努力をいたしております。また行政の直接だけではなくて、民間におきましても、灾害防止団体等を中心いたしまして、民間の自主的な災害防止努力をもできるだけ活発にしていただくよう御指導もいたして、努力をいたしております。それでございまして、あるいは外からごらんいただきますと、マンネリ化している点もあるのではないかという御批判、これはわれわれも率直に反省をしなければならないと考えておりますが、今回の法律改正に伴いまして、私どもは、たとえ申しますと、今まで全然なかつた安全融資制度

あるいは安全教育等につきましても、今回の法律改正と同時に約三億円で安全教育センターというものをつくりまして、そこで民間の安全関係者等の教育も徹底的に強化する、こういうようなことを考えておるわけでございます。

さらに、法的な根拠をいたしましては、先ほどから申し上げております有害物質に対する製造の禁止、許可制あるいは表示制といった、今までとれなかつたような処置もとり得ることに相なるわけでございますので、それら從来やつていなかつたようなことも、今回、法案をつくるだけではなしに、実際の行政としても実施できることに相なりますので、これらを効果的に、強力に運営いたしますならば、必ずや効果をあげ得るものと確信をいたしておるところでございます。

○向山委員　わが国が最近特に急激に経済が成長いたしてまいりましたので、そうした過程の中で災害が出ていることも大きな原因の一つでしようが、まあ災害については日本の企業も、大体先進国の企業と同じような、似たような設備、技術のレベル、こういう点に來ていると思いますけれども、労働省は、日本が特に労働災害が他の先進国に比べて多いというふうに見ているのか、あるいはまた、このくらいの災害があつても、まあアメリカやドイツ等に比べて、それほど多くないという見方をしているのか、その辺についての外国との比較、これは国によつて情勢、形態がいろいろ違いますから、簡単な比較はなりませんが、ただきわめて大ざっぱな感触として、労働省は、一体日本の労働災害というものは他の先進国と比べて、よそより多いのだというならば——統計のとり方やいろいろ情勢が違いますから、必ずしもその数字にとらわれるつもりはございませんけれども、そんな点についてお伺いをいたしたいと思います。それからもう一つ、また、外国はこの労働災害について日本よりもこういう方法をとつておるのと、この点は非常に効果があるという、もし外国のほうが日本よりも——これはまあ役所の機構も

○渡邊(健)政府委員 各国の災害の発生状況の比較につきましては、ただいま向山先生から御指摘がございましたように、いろいろな国によつてとり方に違いがございまして、なかなか比較が困難でござりますが、ILO等の資料をもとにいたしまして、日本のとつております資料等もそれと比較できるよう、いろいろ推計をいたしてみました。一応の推計でございますが、これによつて見てみますと、一九六八年の製造業の労働災害による死者者、これを千人率であらわしました数字を申し上げてみますと、日本が〇・一でござります。それに対しましてイギリスが一番よくて〇・〇四、アメリカは〇・〇七になつております。しかし、先進国の中でもドイツなどは、日本よりもむしろ多いぎみでございまして、〇・一六というような状況になつております。それらを総合勘案いたしまして、私ども、アメリカやイギリスは、日本よりもやはり災害の発生率はかなり少ないようで、ドイツとかイタリアとかいう大陸系の諸国は日本と同じか、あるいはむしろ日本より発生が少し多いような国もある、かような関係の中に日本がおる、かのように判断をいたしておるわけでござります。

諸外国が災害防止のために、それぞれの国の法制あるいは行政措置によりまして、いろいろな灾害防止の対策を講じておりますが、その中でイギリスは有害物に対する規制などをかなりきつくやっておるわけでございまして、日本は從来そういう点の法的な根拠が必ずしも十分でなかつたのをしまして、日本の制度の中に取り入れたわけですが、今回の労働安全衛生法で有害物につきましての製造禁止、許可制等々を採用することにいたしましたのは、このイギリスの制度等をも参考にいたしまして、日本の制度の中に取り入れたわけですが、それからアメリカは、これは從来は州によつていろいろ規制の基準などが違つておりますが、そういうようなお気づきの点があるならば、そんな点についてもお教えを願いたい、こんなふうに思ひます。

ましたが、最近はそれを連邦として統一した、連邦の安全衛生法をつくろうとしておる段階でございます。それからそのほかの国の中で注目を要するものといたしましては、ドイツなどでは災害防止団体等に関する法律がございまして、そういう団体は一応ありますけれども、その活動等につきましては、それらの国の例等も十分に参照いたしましたて、今後そういう自主的な民間の活動をさらに積極化するよう指導してまいりが必要がある、かよう考へておるところでございます。

○向山委員 新しい法案では、従来法に比べますと、確かに事業者に対する責任が非常に明確になつてきております。また、いまもお話しありますように、有害物質について取り締まりが強化され、発ガン性の物質などについては製造禁止が行なわれるというように、この点非常に画期的と言えるかどうか知りませんが、相當な前進がはかられて、発がん性の物質などについては製造禁止を見ると、労働基準法というのが監督行政という形で出発しているところにも原因があろうと思ひますけれども、先ほど來基準局長は、私どもが非常に要望しておりますが、ほんとうに労働基準法がほんとうに見えておりました労働基準法がほんとうに一般的の事業者に全部守られるためには法律をつくって監督しているだけじゃめなんだ、結局有効的な指導が行なわれなければ、なかなか効果はあがらないわけなんで、言いかえるならば、法律にきめられているようなことを事業者も労働者も、これは最低の基準なんですから、少なくともその程度のものは前向きの意欲をもつてみんな守つて、しかもそれより上に行こうといふくらいの意欲を起こさせるような指導をやらないと、なかなか効果があがらないわけですが、そういうような考え方で見ると、今度のこの労働安全衛生法案も監督行政というような感じが実は非常にするわけなんです。たとえばこの法案自身が、基準法の場合もそうなんですが、第四の災害防止に対する

する関係のところなどを見ましても、どうするかで、ずっと書いていて一番大事な、どうするかというところにいくと、必要な措置をとらなければならぬ。今度は、労働省は、何か問題があると必要な措置がとられていないじやないか、こういうような形で、この必要な措置は、労働基準法等にいきますと、必要な措置とはこういうことだ。必要な事項とはこういうことだと、いう考え方がある。してはございませんけれども、どうも私はもう少しこの辺に、いま局長のおっしゃるような、もつと監督よりも指導に力を入れるという考え方方が、もうちょっと法律のこの辺の前面に出でてくるようになるにしなければいけないじやないかという感じが非常にするわけなんですが、これはまたあとで質問いたしますけれども、どうも労働省が從来から監督的な行政で、予算を見ても失業対策の関係が大部分で、一番大事なこういう点について私ども見ると、もつともつとこれは、労働省というよりも国自身が力を入れなければならないのに、どうもそういうところへ力の入れ方が非常に欠けていいふる、その辺に問題があるよう思うのですが、そんな点についてひとつ、一番の当面の責任者である局長の御答弁を願いたいと思います。

いうところに除じん装置をつけろだとか、あるいはどういう環境基準たとえば劇毒物は大気中のどのくらいの濃度まで押えなければならぬとか、そういうような具体的な基準は、規則に詳細にきめておるわけでございまして、これはいろいろ技術の進歩等に応じまして逐次、新しい物質ができまつたり、あるいは産業の事情が発生いたしましたと、それに応じて追加あるいは訂正、改正等を行なつておるところでございます。

なおさらに、先生御指摘のように、そういう基準を設定して守らせるだけでなく、指導というのが非常に必要だとおっしゃいます点は、まことに御指摘のとおりでございまして、その点、新法では必ずしも十分ではないのではないかといったようなお話をございましたが、規定で申しますと、新法の二十八条に（技術上の指針及び望ましい作業環境の標準の公表等）ということで、労働大臣は、事業者が講すべき措置の適切かつ有効な実施をはかるために必要な業種または作業ごとの技術上の指針を公表せいか、あるいは快適な作業環境の形成をはかるため必要があると認めるときは、望ましい作業環境の標準を公表することができるといったような規定で、具体的な指導に当たるべき基準等を法律に書きまして、指導につとめるようにいたしておりますし、さらに七十八条以下におきましては、必要と認める場合には、都道府県労働基準局長は、安全衛生改善計画の作成を指示することができるというような規定がございまして、そういうような指導によりまして、企業に自主的に安全衛生の改善をはからせるような指導をするというようなことも、規定をいたしておりわけござります。

定し、特に中小企業に対しても、そういう場合には特別の配慮をすべきことを規定をいたしました。先生御指摘のような指導援助を、できるだけ国が努力すべき規定を新法案の中には規定をいたしております。

○向山委員 先ほど来説明がございましたように、労働災害には作業環境とか機械器具の整備、こうした点は当然なことでございますけれども、労働災害が起きるということは、人間のほうの側に非常に問題があると私は思います。もちろん從來の労働基準法でも、女子の場合に生理休暇を与えるとかいろいろいろいろございますけれども、しかし全般的に見まして、作業環境、機械器具のほうはいわゆる建物、設備等は当然でございますけれども、働くほうの側が、これはもう肉体的にも精神的にも全く異なった千差万別といいますか、いろいろな条件の違う方々が就労しているわけでございますが、こういう面については、事業者の責任において、抽象的な法律に書かれてあっても指導をもらわないと、実はなかなかやりようがないわけなんですね。労働災害を防止するための措置の第三にも、事業者は、作業場の保全、休養、避難及び清潔等に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のために必要な措置を講じなければならぬというふうなことで、本文のほうにもいろいろ書いてありますけれども、私はこの面が労働災害には非常に大きな関連を持っているよう實は思つわけです。

そこで、労働省のほうでこうした問題について、ことばが合うかどうか知りませんが、産業心理学的な角度から、働く人の心理状態と災害との関連の問題、あるいはまた健康管理といいます劳働省には労働衛生研究所というのがあるわけなんですが、この労働衛生研究所というのはどういうことをして、ほんとうにこういう労働災害に必要な基礎的な人間のほうの面のこうした問題について、科学的な研究をどの程度されているのか、

私はむしろこういうところでやつていなければいいけれども、そうでなければ、こうした人間のほうの、いまだにいろいろわからない面の一ぱいある。こういう関係に、ほんとうなら労災何とか研究所とか、労働災害を除くためにほんとうに労働省が取つ組んで、人間のほうの面について科学的な研究をする部門をつくってもらいたいと思っているくらいなんですが、この辺について、労働衛生研究所というものが労働省にはございますから、どんなふうなお考えでどんなことをされて、これに対処されておるのか、お伺いをしたいと思います。

○渡邊(健)政府委員 労働災害の防止につきまして、先生おっしゃいましたように、メンタルと申しますか、そういうような人間的の側の要素が非常に関係があることは御指摘のとおりでございます。そういう点につきましては、労働省の労働衛生研究所の中でも、疫学的な研究や物的な環境測定などの研究とともに、衛生研究所の中に労働生理部という部がございまして、その中におきましては、先生御指摘のような産業疲労に関する研究であるとか、労働強度に関する研究であるとか、そういったような研究をいたしておるところでございまして、その研究の成果は、いわゆる行政指導の中にも生かしておるわけでございますが、もちろん現在で十分であるとは、われわれは考えておるわけではございませんので、かねがね御承知のとおり、産業医学総合研究所というものを、二十数億をかけて新しくつくらうということで、ただいま予算もつきまして建設中でございます。これができますれば、労働衛生研究所はこの中に発展的に吸収されるという形になるわけでございますが、その産業医学総合研究所におきましては、やはりその中に産業精神衛生研究部というようなものを設けまして、現在労働衛生研究所の労働生理部でいたしております、先ほど申し上げましたような研究を吸収し、さらにそれを拡大強化した研

究体制をつくるうとういうよなことで現在考えておるところでござります。

○向山委員 安全衛生管理体制の問題についてお伺いしますが、從来も申し上げましたように、過去の統計で見ますと、実は中小企業の災害の発生率が非常に高いわけでございます。

そこでこの新しい法案では、親企業と子企業の間については、親企業の総括安全衛生管理者が下請関係の企業のほうも責任を持って見る、こういうことと考え方としてなっておりまして、この点は実はたいへんけつこうであろうと思います。昨年家内労働法が成立しまして、家内労働法などで私も、私ども、はたして家内労働法を適用して末端の家庭内職の方々にうまく通ずるかどうかという点で非常に心配をするわけですが、これは仕事を出す側のほうに責任を持たしておりますからいいわけですが、実際問題としては中小企業、零細企業は、親企業の専属のような形でやっているところもありますけれども、もうそれ自身が独立して、あっちこっちの仕事を持ってきてやっていることが非常に多いわけなんです。そういうところは、法からいえば小さい企業でもやつていれば、その場合は工場長なりそういう方に責任を持たして安全、衛生面のめんどうを見させることになつて安全、衛生面のめんどうを見させることになつているけれども、実際にはなかなかこれに浸透がむずかしいだろうと思う。そうかといって浸透がむずかしいから、それでは末端の労働基準監督署がこのめんどうを見れるかといふと、とてもめんどうは見れない。從来のようない形で監督署がめんどうを見るなら、よほど思い切つて人数でもふやさぬ限りは、広大な地域のあの人たちさんの事業所をとでも見るなどということはないわけですね。今度のこの国会でも監督官を多少ふやすわけですが、専門官と両方あわせて百何名かふやす、おそらく一つの県に割り当れば、たとえば私たちの長野県なんか一名来るか二名来るか知りませんが、それは県単位に局へ来る程度で、とても末端の監督署になんか来るわけじやないので、そんな程度のことでは、とてもこれは問題にはならぬ

だらうと思う。そとかといつて、それでは思い切り監督官をふやせばいいじやないかということを私は言うのではなくて、さつきも言つたように、指導面に力を入れて、そして効果のあがる方法がまだありますけれども、もう少し近代的な装備といいますか——事実監督署には何もないわけです。外郭団体の基準協会かなにかが幾らかのものをやるという程度で、監督署には何もないわけです。法律はつくりても、なかなか中小企业には何もやるわけじやない。ただ皆さんは法律をきめておいて守らなければいかぬぞということを言うだけで、正直のところ末端へいけば指導企業に対しても、法律はつくりても、なかなか中小企业には、実際問題として、親企業につながらない中小企業に対するのがむずかしくはないかと、私はそれを心配するわけなんです。一番災害の多い中小企業に対して心配する。だから適当な人員の増加は——

一体労働省と、いうものは必要があるからあとから出てきたので、必要がなければあとから生まれるわけなんです。一番災害の多い中小企業に対して心配する。だから適当な人員の増加は——

せんけれども、今年も基準局、監督署等におきまつた災害防止関係の計測機器等の整備につきましては努力をいたしましたし、ある程度の予算を獲得いたしておりますし、それから、そういう健診等につきましては、一方におきましては中小企業などを巡回健康診断をやりますいろいろな団体がござります。こういうものを援助強化をいたしまして、中小企業に対する指導、健康診断を実施できるような体制をつくる必要があるということです。今年それらの巡回健康診断を行なう団体に対しまずかしいやつてやっているよないまの状況では、この問題だらうと思う。それなのに、監督官だか専門官と合わせて百名ちょっとくらいのものをか遠慮しないでやつてやっているよないまの状況では、この問題だらうと思う。それなのに、監督官だか専門官を見ても、これだけを見ても、どうも労働省の取組み方が口と腹と違うんじゃないか。ほんとうに信念を持ってやるなら、もつと方法が幾らでもあります。今度のこの国会でも監督官を多少ふやすわけですが、専門官と両方あわせて百何名かふやす、

おそらく一つの県に割り当れば、たとえば私たちの長野県なんか一名来るか二名来るか知りませんが、それは県単位に局へ来る程度で、とても末端の監督署になんか来るわけじやないので、そんな程度のことでは、とてもこれは問題にはならぬ必ずしも伴わないではないかという御指摘である

と存するわけでございます。まことに御指摘のとおりの面がございまして、私どももそういう点十分でないと考えておりますので、これまでも監督

官その他安全衛生専門官等の増員には、つとめてまいつたところであります。毎年認められますものの、必ずしも十分ではございませんで、われわれもこれにつきましては今後ともその増員、必要な人員の獲得等には特に努力をしなければならないと強く感じておりますが、そ

れと同時に、そういう点を補いますためには、やはり労働基準監督官その他の職員の資質の向上、それから機動力の増強などをかりますとともに、監督指導を行なうあたりましては、できるだけ重点的な監督指導を行なつて効率的な行政を推進いたしたい、かようと考えておるところでございます。

なお、資材等も不十分ではないかという点も御指摘のとおりでございますが、十分ではございませんけれども、今年も基準局、監督署等におきましては、労働災害をほんとうに労働省が、これはほかの問題とは違つて一日といえども捨てておけない、みんな人命にかかる大きな問題でござりますので、いろいろいま申し上げましたが、そうした全般的な私の申し上げましたような考え方方に基づいて、特に来年度は予算の要求のときには、こうしたことほんとうに労働省としては努力する決意かどうだかということを、一言政務次官からお答えをいただいて、質問を終わりたいと思います。

○向山委員 時間が参りましたので、最後に大臣がいませんから政務次官に――。

ただいま私いろいろな質問をやつてしまいまして、実際の安全衛生施策を行なう行政体制としては、必要ないろいろな測定器具、診断器具等の整備も予算で備えつけるような処置も講じておるわけでございまして、そういうことによりましては、必要ないろいろな測定器具、診断器具等の整備も予算で備えつけるような処置も講じておるわけを、法案をつくるだけでなしに実際的に強化拡充をしてまいりたい、こういう努力を今後ともいたしたい、かようと考えておるところでございます。

○中山政府委員 向山委員のいろいろな御意見私につきましては、一方におきましては中小企業などを巡回健康診断をやりますいろいろな団体がござります。こういうものを援助強化をいたしまして、中小企業に対する指導、健康診断を実施できるような体制をつくる必要があるということです。今年それらの巡回健康診断を行なう団体に対しまずかしいやつてやっているよないまの状況では、この問題だらうと思う。それなのに、監督官だか専門官と合わせて百名ちょっとくらいのものをか遠慮しないでやつてやっているよないまの状況では、この問題だらうと思う。それなのに、監督官だか専門官を見ても、これだけを見ても、どうも労働省の取組み方が口と腹と違うんじゃないか。ほんとうに信念を持ってやるなら、もつと方法が幾らでもあります。これにつきましては労災病院等に、今年も二カ所の労災病院に健診センターをつくりまして、

においては自動車免許証を持たなくとも自動車を運転して労働者を運んでいる。その転覆事故による死亡率が非常に高い、そういう問題も含めて、今後真剣に御指摘のような問題の解決に全力をあげて努力いたすことこの機会に申し上げておきたいと思います。

○向山委員 以上で終わります。

○橋本(龍)委員 橋本龍太郎君。

○橋本(龍)委員 さわめて事務的なことのみを伺います。

従来、労働安全衛生に関する法制上の具体的な措置基準として幾つありましたものの中で、今度の改正法第五十五条、有害物に関する製造等の禁止の規定から見ますと、従来からありました措置基準の中、これに関連するものはおそらく有機溶剤中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、中毒予防規則、特定化物質等障害予防規則、あるいは電離放射線障害防止規則、これらのものが従来の安全基準の中で関連を持つてくるものかと思ひます。この五十五条「黄りんマッチ、ベンジン、ベンジンを含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定められた」ときめられておりますが、五十六条のほうを見ますと、例示としてあげられておるものには、やはり同じように「労働者に重度の健康障害を生ずるおそれのある物」として「ジクロルベンジン、ジクロルベンジンを含有する製剤その他」という書き方になつております。おそらく私は、この第五十五条及び五十六条で「重度の健康障害を生ずるおそれのある物で、政令で定めるもの」といわれるものは、ほぼ同じ物質になるだろうと思ひますが、その場合、この製造禁止等の規定をかぶせている対象として、どんなものを考えておられるのか、まずそれから簡単に御説明願いたいと思います。

○渡邊(健)政府委員 五十五条で政令で定めることを予定いたしておりますのは、ここに書いてあります黄りんマッチ、ベンジンのほかに、ペータナフルアミン、四アミノジフェニール、四ニト

ロジフェニール等を考へておるところでございま

す。
○橋本(龍)委員 ところが、この法律審議のために調査室からいただきました資料で見ますと、四十四年の「特殊健康診断実施状況」の中を見てまいります。そしていま例示としてあげられましたものは、ほとんどが発ガン性の物質あるいはガ

ン原物質と呼ばれる、いわゆる将来においてガンを発生し得る可能性のある物質を対象としておりましても、相当数の業務がこの中には掲げられています。そしていま例示としてあげられましたものは、ほんとんどが発ガン性の物質あるいはガ

ン原物質と呼ばれる、いわゆる将来においてガンを発生し得る可能性のある物質を対象としておりましても、相当数の業務がこの中には掲げられています。そしていま例示としてあげられましたものは、ほんとんどが発ガン性の物質あるいはガ

ン原物質と呼ばれる、いわゆる将来においてガンを発生し得る可能性のある物質を対象としておりましても、相当数の業務がこの中には掲げられています。そしていま例示としてあげられましたものは、ほんとんどが発ガン性の物質あるいはガ

ン原物質と呼ばれる、いわゆる将来においてガンを発生し得る可能性のある物質を対象としておりましても、相当数の業務がこの中には掲げられています。そしていま例示としてあげられましたものは、ほんとんどが発ガン性の物質あるいはガ

ン原物質と呼ばれる、いわゆる将来においてガンを発生し得る可能性のある物質を対象としておりましても、相当数の業務がこの中には掲げられています。そしていま例示としてあげられましたものは、ほんとんどが発ガン性の物質あるいはガ

ン原物質と呼ばれる、いわゆる将来においてガンを発生し得る可能性のある物質を対象としておりましても、相当数の業務がこの中には掲げられています。そしていま例示をしておられますけれども、たとえば電離放射線業務有所見者率一七・八%、あるいは水銀等業務六・七%、クローム等業務一〇・六%、マンガン等に付随する業務二・三%、むしろ黄燐等の業務、マッチをわざわざ例示をしておられますけれども、黄燐等業務の有所見者率は〇・八%であります。むしろ他

のものほんがはるかに有所見者数は多い。砒素関連の業務を見ましても有所見者率一〇・六%。いま局長は、労働者の作業環境の中で、その物質に対する曝露等が遮蔽できるものは対象にしない、たとえば、ベンジン等のものを入れるのだということで御説明があつたわけですが、現実に労働省が調査されたデータそのものの中で、いま局長が、労働者の作業環境がそれなりに安全にカバーし得ると言われたものの中で、例示としてあげられておる黄燐等業務よりも、はるかに高い有所見者率が提示をされています。いまあなた御説明は違うのじやないですか。

○渡邊(健)政府委員 黄燐マッチの製造を禁止いたしておりますのは、これは過去の歴史的なもの

がございまして、国際条約等で古くから製造が禁止されて、したがいまして基準法でも禁止されておりましたので、そういう歴史的な経過があるわけ

でございますが、その他につきまして、先生御

お答えいたしました。

○北川(櫻)政府委員 お答えいたします。

五十五条及び五十六条で製造禁止もしくは製造の許可にしておりますのは、そこをご存じますよ

うに、労働者の身体に重度の健康障害を与えるも

の、あるいは与えるおそれのあるもの、先生御指

摘のように発ガン性あるいはガン原性物質と言つ

ておるわけであります。労働衛生的にいいますと、

作業環境の中で気中濃度がゼロでなければいかぬ、全然労働者が曝露してはならない、こういうものを製造禁止ないしは許可にする。こういうものでございます。先生御指摘のよう、労働省ではそれ以外の有害物について、たとえば電離放射線とか、あるいは鉛とか、それぞれの特別規則をつくておりますけれども、これは人体になるほど影響を及ぼしておりますが、五十五条ないしは五十六条で禁止しております。ガン原性あるいは発ガン性物質と違いまして、若干の曝露があり得ても、たとえば許容濃度以下であれば、それはよろしい、こういうものでございます。

具体的にあげますと、たとえばカドミーなど〇・一ミリグラムパー立米の気中濃度ならばけつこうです。そういう許容濃度をきめておりますのと、全然曝露してはならないというものとでは違うわけであります。

ただ、いま御指摘の健診の有所見者率であります、ベータナフチルアミン等につきましては、この十数年間非常にきびしい指導をやっておりまます。かつ、それを使用しないしは製造しておる事業所が少ないために、その点についての有所見者率がない、こういうことではないかと思いますが、一方、それ以外の有害物につきましては監督指導が不十分なために、先生御指摘のような有所見者率というものが出ておりますので、この点につきましては今後行政を充実いたしまして、そういう有所見者の減少につとめまいりたいと思っております。

○橋本(龍)委員 私はこれが悪いと言っているのではないので、むしろどこまで指定されるつもりなのか。むしろいままで私どもが伺っていた説明では、発ガン物質またはガン原物質のみに限るというお考へであったと聞いていましたから、それ以外にも指定すべきものはあるのじやないかといふことを申し上げたいわけなんです。ですから、皆さんのほうで現在その中毒症状は根絶をさせるのだと言つておられるものの中、たとえばニトログリコール、四アルキル鉛、二硫化炭素、

有機水銀、臭化メチル、沃化メチル、有機燐、ベンジン、また、いまのベータナフチルアミンによる勝胱ガン、これらを根絶するのだ、ゼロにするのだと言つておられる。そうすると、大体いままでの、いま読み上げましたようなものが有害物質として皆さんのがその指定をされるようなものだと考えてよろしいですか。必ずしもそうではないのか。

○北川(俊)政府委員 有害物質として指定するという意味がちよと私理解ができないのでございませんけれども、この法律で五十五条ないしは五六条で製造禁止ないしは製造の許可制とするにつきましては、あくまでも労働者の身体に重度の障害を与える、もしくはそのおそれのあるものに限定をして、それ以外の有害物につきましては気中濃度の限度を定める、あるいはそれに対する防護措置を徹底するということで、防護措置について片一方は禁止、片一方は使うことは認めるけれども、それに対する制約あるいはそれに対する防護措置の徹底というような取り扱いのしかた、いわゆるその身体に対する影響度、危険度によって差別をつけたいと思っております。

なお先生御指摘のように、いまわれわれが考へております発ガン性、ガン原性に限定して、将来ともずっとこれを維持するという考へ方はございませんで、身体にやはり重度の障害を与えるとか、あるいはそのおそれがあるものがほかに出てまいりますれば、当然製造禁止ないしは許可制の物質の中に追加をしてまいりたいと思います。現在のところ、労働省で特定化学物質等障害予防規則等

有機水銀、臭化メチル、沃化メチル、有機燐、ベンジン、また、いまのベータナフチルアミンによる勝胱ガン、これらを根絶するのだ、ゼロにするのだと言つておられる。そうすると、大体いままでの、いま読み上げましたようなものが有害物質として皆さんのがその指定をされるようなものだと考えてよろしいですか。必ずしもそうではないのか。

○北川(俊)政府委員 有害物質として指定するという意味がちよと私理解ができないのでございませんけれども、この法律で五十五条ないしは五六条のほうで「重度の健康障害を生ずるおそれのある物」を使い分けられた。そうすると、そのまま言われたような区分からいうと非常に危険度の高いもの、いまの時点で考へているガン原物質または発ガン物質のようなものだけを一応製造禁止の対象に考える。そして鉛その他微量重金属等のものは、むしろ五十六条のその許可制の対象として考へる。そう区分していいですか。

○北川(俊)政府委員 私の説明が不十分でございませんでした。

五十五条で製造禁止といいますのは、ベンジンその他局長が御指摘申し上げました発ガン性物質に考へております。これと違いまして、五十六条はガン原性、ジクロルベンジンあるいはジアニシジンあるいはオルソトリジンといふのは、学術的にはガン原性といわれておるようございまして、これは動物実験等ではガンが出るけれども、これを取り扱って人体に発ガンをした事例がないというようなもので、しかし絶対に人間にこなれは発ガンがないかということに於ては、やや疑問点がござりますので、これは製造禁止と別に製造の許可制というものをとつておる、こういうことでござります。

○橋本(龍)委員 いまの部分はなぜしつこく繰り返してお尋ねするかといえ、六十七条の健康管理手帳の中身にもかかる部分なので、それじゃもう一つだけ繰り返してお尋ねいたします。

その場合に、労働者は砒素は一体対象にされますが、その場合は五十五条の対象にされますか。

○北川(俊)政府委員 砒素につきましては、現在

金属の関係の場合には、長期に人体に蓄積した場合の影響というのも、それこそ非常に悲惨なイ

タイタイ病のよう

一の例をとつてみても、

いま予知し得ない問題を生じる可能性といふのはあるわけです。

○橋本(龍)委員 それでいまこの五十五条、五

十六条のほうで「重度の健康障害を生ずるおそれ

ある物」を使い分けられた。そうすると、その

いま言われたような区分からいうと非常に危険度

の高いもの、いまの時点で考へているガン原物質

または発ガン物質のようなものだけを一応製造禁

止の対象に考へる。そして鉛その他微量重金属

等のものは、むしろ五十六条のその許可制の対

象として考へる。そう区分していいですか。

○北川(俊)政府委員 私の説明が不十分でござ

いませんでした。

○北川(俊)政府委員 六十七条の健康管理手帳の交付対象者は、ベンジンまたはベータナフチルアミンの製造等に三ヶ月以上携わった者といふことを予定をいたしております。したがいまして、これは大体五十五条、五十六条の有害物質の製造禁止または製造許可、それで対象にされたような物質を中心として、それに関連のある業務を取り上げられると理解してよろしいですか。

○北川(俊)政府委員 六十七条の健康管理手帳の交換対象者は、ベンジンまたはベータナフチルアミンの製造等に三ヶ月以上携わった者といふことを予定をいたしております。したがいまして、これは大体五十五条、五十六条との關係でいいますと、五十五条で製造を禁止されたもの、これについて対象とする。五十六条のジクロルベンジン等につきましては、密閉式あるいは健康診断のやり方、設備等につきまして条件をつけて製造を許可をいたしますので、その許可をした以上は、健康管理上は十分の注意を払えば、健康障害は防ぎ得るという考え方でござりますので、これについては健康管理手帳の対象とは考へておりません。

○橋本(龍)委員 私はそこが非常にひつかかるのです。先ほど微量重金属にこだわったのもその点ですし、実は砒素を最後にわざわざ確認をさせていただいたのもその点なんですが、その場合に、

それじゃ製造禁止の対象になるものであれば、むしろ普通必要はないですね。ほとんど試験研究その他非常に特殊な場合にしか使用を認めない。そうちれば非常に特異なケースにだけしかこの健康

物質として取り扱っております。

○橋本(龍)委員 それではいまこの五十五条、五

十六条から飛ばして六十七条の健康管理手帳のほうに付随しながら伺いましょう。

○橋本(龍)委員 この六十七条は「都道府県労働基準局長は、がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務で、政令で定める要件に該当する者に対し、離職の際に、当該業務に係る健康管理手帳を交付するものとする。」という条文であります。この場

合「労働省令で定める要件に該当する」、あるいは

「政令で定める」、私は頭が悪いので、こういうむ

んその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある

業務で、政令で定める要件に該当する者に対し、

離職の際に、当該業務に係る健康管理手帳を交付

するものとする」という条文であります。

○橋本(龍)委員 これが五十五条の対象になります。

ところが発ガン物質あるいはガン原物質といわれるもの、これはその場にたとえば三ヶ月間いて、その場ですぐに発病するものじゃない。相当長期間たって、それから発病をする。その点からいけば、実は砒素等も同じことがいえるわけです。また許可性のジクロルベンジンあるいはジクロルベンジン含有製剤、これはいま動物実験等で発ガン性が見られたが、人体に何らいまのところは所見が見られていないからと言われるけれども、これは人体実験をしたわけではないので、発ガンの可能性というものは学術的にもこれは否定をされていない。そうすると、なぜベータナフチルアミンあるいはベンジン、これらを取り扱う方のみを健康管理手帳の対象者として、ジクロルベンジンその他いわゆるガン原物質について取り扱いをする方々は健康管理手帳の対象にされないのか。またもっと手近な事例として砒素等はその対象にされないのである。私は非常にその点はおかしいと思う。首尾一貫しない。現実にこれは完全に、いわゆる公害問題から提起をされた話ではありますけれども、先般来問題にされている土壌における砒素の問題一つをとつてみても、これは完全に、いわゆる公害問題から考えられるケースと同時に、労働安全衛生の上から作業環境内における汚染が問題となつて発病したと思われるケースもある。

この健康管理手帳のもう一つの問題點としては、時間がありませんから簡単に申し上げますけれども、労働安全衛生の上で対処すべき疾病と、一般的の病因に起因する疾病と、あるいは公害起因疾病、この辺非常に分離しにくい性格があります。これは、お役人は頭のいい方がそろつておられるのですから、当然それはちゃんと振り分けておられると思うのだけれども、しかし、しろうと目に考えてみて十年、二十年先に発病するその病因が、短期間、三ヵ月や四ヵ月で健康管理手帳の対象になるとするなら、携わった業務によって発生したガンであるのか、あるいはその後における何らかの原因によって引き起されたガンであるのか、その方の寿命の中で出てきたガンなのか、これは区

別ができないのですね。ところが、こういう健康管理手帳といふものが出される以上、相当広範囲に、将来においてはガンの患者に対する対応としては、労災対象として考えていかれることになるのでしょうか。労災対象という言い方はいいかどうかわからぬけれども、その場合に、それでは同じような問題の考え方される砒素その他、あるいはガン原物質、これに対してもなぜ健康管理手帳は支給されないんでですか。

対象になつておりますが、なるほど學術的にやまだクエスチョンマークが残つておると申し上げましたけれども、日本のみならず外國を通じまして、人間がそれを扱いましてガンが発生したという事例がまだございません。その点、ベータナフチルアミン、ベンジジン等は日本においてのみならず、世界各国においてガンが普通の人の六十倍も出る、発生率が疫学的に高いというようなことが発表されておりますので、その点は許可物質、ガン原性と発ガン性の物質とは明確に区分でき得ると思ひます。

なお、砒素の問題を盛んに御指摘でございますが、此秦つきまして上呂入の問題あるゝは蔓工

安全衛生の上から作業環境における汚染が問題となつて発病したと思われるケースもある。

たちも承知しております、その対象に腐心をいたしておりますけれども、砒素につきましては先ほど申し上げましたように、気中濃度でありますと、〇・五ミリグラム・ペー立米程度でいいのです。御承知のように、先生は非常に御専門だから私が申し上げることはございませんけれども、これは一般論で、砒素に直接関係した作業をしておらない者でも尿中に砒素が出る。それだけ砒素というものは、われわれの日常生活と密着しておるものでございます。ベンジジン、ベータナフチルアミンのように、気中濃度はゼロで、全然曝露してはならぬものとは違うものでございます。しかも砒素の焙焼炉その他におきます作業環境につきましては、ベータナフチルアミンと違いまして、密

閉装置あるいは局所排気装置を備えなければ○。五ミリグラムペー立米に気中濃度は抑え得る。したがつて、これから砒素を製造表示にするといふようなものではないと思ひます。したがいまして、砒素につきましては、それをつくる際に十分な注意業環境、よい作業環境にすれば、砒素の製造といふものは、これからもやめられないし、またそれを行つていいかなければならない、そういうものではないかと思ひます。

などないでしよう。なぜそこまで幅を広げて考えられないか、私はこの点非常に疑問に思います。また、特にいまお触れにもなりませんでしたけれども、たとえば自動車の燃料、航空機燃料に、四アルキル鉛、四エチル鉛が添加されておりますが、その毒性というものは非常に問題にされておる。むしろ現在では自動車用の鉛の添加はストップしようという声も出ておる。しかし航空機燃料の加鉛というものは、依然として残つておる。製

その点につきましては、ベンジン、ペータナム、フタルアミンにつきましては、われわれの洋服その他等で染料としてはいへん必要な物質でありますけれども、それを使いますれば、たとえば、イツのバイエルンの製薬会社等でもあれだけの完全な施設、密閉装置をしても、なおかつ発ガソリン性の根絶ができなかつた。それがゆえに製造禁止踏上み切らざるを得ない。この辺にわれわれの物質の取り扱いについての差異があるわけございまして、御理解をいただきたいと思います。

○橋本(龍)委員 私はせつから労働省が——これは全体としてたいへんけつこうな法律だと思う。この条文そのものも、書かれていることは、たいへんけつこうなことだと思ひます。それならば、もう少し幅を広げて、なぜ考へられないのか。わしろこれが私は非常に残念なんです。あなたはそれに非常にこだわられて御議論をされた、発ガソリン物質とガソリン原物質について。また砒素の場合においても、作業環境が完全に守られていれば問題は起きないんだと言られた。しかし現実に問題は起きている。私は、それは監督行政が悪いんだなしで言うつもりはありません。これほどだけ注意を払つても、人間のやることですからミスが起きることもある。それで問題の起ることがある。しかし、せつからここまで踏み切つて健康管理を実現するに、それが作業環境が守られていてはいけません。これまで幅を広げてお考えになつてはじうなのかな。むしろ現実に、それが作業環境が守られていないれば

んどないでしよう。なぜそこまで幅を広げて考へられないか、私はこの点非常に疑問に思います。また、特にいまお触れにもなりませんでしれども、たとえば自動車の燃料、航空機燃料に、四アルキル鉛、四エチル鉛が添加されておりますが、その毒性というものは非常に問題にされております。むしろ現在では自動車用の鉛の添加はストップしようという声も出ておる。しかし航空機燃料の加鉛というものは、依然として残つておる。製造も続いていると思います。問題が起きておる。こうしたものは対象にされないのでしょうか。あくまでもガンだけを健康管理手帳の対象にされるのでしょうか。

○北川(後)政府委員 この五十五条で製造禁止をしましたゆえんのものは、一つは、職場の作業環境の中で曝露されるということが一つの要件であります。それと同時にガンについて特にこういうことを考えましたのは、ガンにつきましては潜伏期間が、長いものは二十五年もある。やめてから毎年毎年健康診断をやっておらないと、なかなか発見がむずかしい。しかも早期に発見しなければ非常に重篤な結果になる、こういうことを勘案をいたしまして、なおかつ、それらのものにはいかなる防護措置をやっても健康被害、障害を防ぎ得ない、したがつて製造禁止にする。いましましたるものもその要件を勘案して、製造禁止されました。うらはらの形で健康管理手帳の交付、こういうのを考えておりますので、それ以外の四アルキル鉛とか、そういうものにつきましては、それを一段階で防護措置を十分にやることを徹底すべきであります。それが不十分であることを前提として、健康管理手帳の交付対象にするということは、適当ではないのではないかと思ひます。

○橋本(龍)委員 もう時間が来ましたからやめます。やめますが、現実に、先ほど特殊なもののが健康調査を皆さんおやりになつた。その特殊健診の結果から見ても、守られているんだといふ

いへん注意が行き届いたから、有所見率ゼロになつたと言われた。たいへんけつこうなことですけれども、それなら現実問題としては、その四アルキル鉛一つを見たって、有所見率はりっぱに出でる。そのほか微量重金属関係その他についても、非常な有所見率が見られておる。あなたは理論の上で、それが守られれば起きないと言われる原因物質で、相当な有所見率が見られておる限り、私はせつかくこういう制度をつくられるならば、発ガン物質のみに健康管理手帳の交付対象者を限ることなしに、むしろそういう点までカバーされることはほんとうは親切だと思います。しかし、この点は労働省として、どうしてもそういうふうにしていくんだといわれるなら、私はこれ以上あえて議論はしません。しかし将来にわたって、これから先この対象として取り上げていく範囲はでるべき限り広げていき、より多くの幅をカバーしていくことを考えていただきたい。この点だけは申し上げて、質問を終わらしたいと思います。

○渡邊(健)政府委員 将来の問題につきましては、五十五条物質と同性質のものが将来出てこないとは断定できないわけでございまして、同様なものが出てまいりますれば、その対象に加えていく。こういう考え方でおるわけでございまして、先生の御趣旨を十分分体しまして今後法律の運用に当たりたい、かようになります。

本政弘君。

○山本(政)委員 過般、福岡の県政の問題について亀井県政が県政を壟斷をしておる、こういうお話をありますて、調査に参りました。ところが、その調査に対して、一つは私的な調査団である。もう一つは法的な根拠がない。そして地方自治は地方自治体にまかせておけばいい、こういうようなことで実地調査を実質的には拒否されました。

そのことについて、まず第一点に、政務次官のほうからどういう御見解になつておるのか、お伺いをしたい。承るところによりますと、自治大臣のほうは県知事に対して仲介の労をおとりになつたようであります。しかし、それが無視をされたといいますか聞き入れられないので、会見を拒否なすつた。このことに対する自治省としては一体どうお考えになつておられるか。まずこのことをお伺いしたい。

○小山政府委員 福岡県の組合関係の問題について、調査に参りました件について、県知事が拒否の態度に出たということでございますが、私どものほうに報告を受けております範囲におきましては、たまたま県議会開会直前でございましたし、かつ突然のお申し出であつたということ、予定のスケジュール等がございまして、残念ながら調査団の人と会うことができなかつた。したがつて、代理の副知事がかわつてその調査団の人とお会いをするというようなことで、御了解をいただきたくという申し出をしたと承知しております。

○山本(政委員) 資格と申しますか、公式の調査でござるが、な見解をたぶん何なかろうかといふことになります。 わけであります。

○山本(政委員) 官は一体どのよ、もの調査団に対、あつた。そのとど、 知事であったとしたとし

「副知事が二名おります。副知事
つにお考えになつておるか。私ど
して、三時以降少なくとも時間が
きに政務次官、もしあなたが亀井
したらお会いになつたかならな
べきであるとお考えになつたかど

副知事が二名おります。副知事
るように出したと、こうおっ
れども、この人は労使の関係では
副知事であります。そういういき
私どもお会いすることができな

私も県のその事情というものが
うに言つたわけであります。

○林(忠)政府委員 会うべきか会うべきでないか
というの、私のほうから申し上げるのははばか

○谷垣委員長代理 次に、労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

○選選(選政府委員) 将來の問題につきましては、五十五条物質と同性質のものが將來出てこないとは断定できないわけでございまして、同様なものが出てまいりますれば、その対象に加えていく。こういう考え方でおるわけでございまして、先生の御趣旨を十分分体しまして今後法律の運用に当たりたい、かようになります。

○山本(政)委員　いま次官のほうからお話をがありましたけれども、県議会における知事の答弁を二、三点私読んでみます。

「三月一日と二日に行なわれました社会党、総評調査団あるいは共産党等の調査団の性格の問題でございますが、国会の調査権というものは、国会法に規定されておりますように、各委員会で議決を経まして、議長の許可を得まして、調査が行なわれるのです。したがいまして、一政党あるいは一労働組合の調査というものは、これはあくまでも私的な調査であるというように、私はこの調査團については考えております。」

ということで拒否をされているのが実態なんですが、

すよ。日程は三時以降はあいておられたのですよ。二日の日は三時まではお忙しいということは私は認めます。ですかれども、三時以降はスケジュールはあいておるんです。そんなことは私のところできらんと押えていますよ。その上での質問です。もう一度お答え願いたい。

○小山政府委員 県知事が三時以後あいておったかどうか、まあそこまで私ども知事の行動について十二分に承知はいたしておりませんが、確かにいま御指摘になりましたように、調査団の公的な資格と申しますか、そういうものはお話のように公式の調査でございませんから、知事がそのような見解をたぶん県会の答弁の中で言われたんではなかろうかというふうに、私、理解をいたしているわけであります。

○山本(政)委員 ジヤお伺いいたします。政務次官は一体どのようにお考えになつておるか。私どもの調査団に対し、三時以降少なくとも時間ががあった。そのときに政務次官、もしあなたが亀井知事であつたとしたらお会いになつたかならないかつたか。会うべきであるとお考えになつたかどうか。

なおもう一つ。副知事が二名おります。副知事を一名お会いするように出したと、こうおつしやつているけれども、この人は労使の関係では非常に悪かった副知事であります。そういういきさつがあるから、私どもお会いすることができない、こういうふうに言つたわけであります。

○小山政府委員 私も県のその事情というものはつまびらかでありませんから、そのときの事情といふものをいろいろの点からしんしやくして、会われるか会われないか判断をいたすものと思いますが、その辺の事情を私ども十分承知しておりませんから、私から会うとか会わないとか、そういう可否について申し上げることはどうかと思ひます。

○山本(政)委員 林さんお見えになつてありますね。はつきりこう言い切つているんですよ、知事は。あなた耳打ちをされているようだから、あなた

たに直接聞いたほうがよさそうだから、私はお伺いするのですが、いま申し上げたように「法的な根拠があつて、調査に来られているわけじやございません。したがつて、これに応ずる義務が私どもはない」なるほど義務はないかもしけない。義務はないけれども、あれほど大量処分を出し、支配介入をやつた。これはあとで私申し上げますが、そのことに対してもわれわれが調査を行つたときに、知事としてそれに応ずる責任はないのかどうか。つまり県の行政の最高の担当者としてそういう責任はお感じになるべきでないかということに対して、あなたはどうお考えになつてゐるか。

○小山政府委員 先ほどお答えを申し上げましたとおり、県のいろいろなスケジュール等がありまして関係から、私はたぶん、まあ自分と一心同体に近い副知事を自分の代理として、そういう調査に来られた方に御説明を申し上げるために派遣をしたものだというふうに考えておりますので、その辺はその当時の県の事情というものを受けたまゝでござんと、その可否について私ども説明がしにくいでござります。

○山本(政委員) 再度お伺いします。それじや時間があつたら会うべきですか。私どもが前もつて時間の余裕を置いてお知らせしたら、会うべきでしょうか会うべきでないでしようか。時間がないというお話をなんだから、時間があつたらどうなんですね。

○林(忠)政府委員 会うべきか会うべきでないかというのは、私のほうから申し上げるのはばかりたいと思いますが、県会での知事の県会議員の御質問に対する御答弁のうちでは、こういう調査はもつと前もつて調査の要点その他についていろいろ連絡をしていただければ私は協力する用意があるということを言つておるという事実はあります。

○山本(政委員) 地方自治体をあなたの方は指導するお立場にある。そういうことからいって、あなたの方のお考えはどうなんだろうか。それを聞いているわけです。

○林(忠)政府委員 一般的には、地方自治体の労使関係については常によく話し合うということが必要だと私は考えております。ただ、この福岡県の今度の調査団について会うべきか会うべきでないかということについては、見解は遠慮さしていただきたいと思っております。非常にいろいろ微妙な問題もあるよう聞いております。

○山本(政)委員 いろいろな事情があるようだからという、その事情を聞かせてください。そして、あなたが答弁を控えさせていただきたいという理由を私は聞かせてもらいたいと思います。

○林(忠)政府委員 私のほうも今回の調査団に対しての報告を概略聞いておるだけではございませんし、詳しく聞いておるわけでございませんので、いろいろな事情というのも、いまつまびらかに具体的に申し上げるだけの資料を持ち合わせております。まことに申しわけございませんが、これに対する判断は控えさせていただきたいと存じます。

○山本(政)委員 きょうは私は少しいやなことですけれども、あえてお伺いいたしますから……。

労政局長にお伺いいたしたい。龜井さんという人はあなたの方の先輩であると思うけれども、福陽会というものをつくって、そしていろいろなことをなさっている。あとで私は質問申し上げたいと思うけれども、それは——これは新聞であります、福陽会の新聞。この人が回顧談をずっと書いておられる。當時龜井さんは労政局長であります。私は過去のこととほじくつてお書きするということではなくて、私がいまから申し上げる龜井さんの態度が実は県政というものに対する姿勢になつているだろう、こう思うから、そのことに対する見解をお伺いするわけであります。

ここにこう書いてある。一回、二回、三回、今までいろいろなことで決断をしたことがある。そして、「第三の決断は労働省の労政局長時

代、三井三池の大争議のときに致しました。これは世界の労働運動史上まれな大事件でありました。八月の十七日に仮処分執行命令の期限が切れ

ました。ホッパーを中心とした評議系、炭労系の何千人をもつたといつておられます。そうして当時は池田内閣だったと思ひます。小坂善太郎さんが当時の亀井労政局長のところへ行つて、「池田内閣の発足早々に血を見るのは縁起が悪い、何とか流血の惨だけは避けて欲しい」と言つたという。それでここに書いておることは、涙をのんで計画をやめたというのですよ。当時の県知事は鶴崎さん。知事も縁起も炭労も、そして当時の委員長はたしか鈴木茂三郎さんだったと思ひます。あらゆる意味で各界の指導者の人たちが流血の惨を免れようと努力をしているときには、当時の亀井労政局長というのは、流血の惨をおかしてもやむを得ないということがで動員をしたというのです。

そういうことに対し、労政局長としてあるべき態度なのかどうか。あなたはいま労政局長であるのですから、つまりその当時の状況というものは十分に御承知ないかもしれません。しかし

この文章から察する限りは、ほかの人が流血の惨を免れようとしているときに、この人は流血の惨を見ても、やむを得ないという態度だった。そういう労政局長の態度というものは正しいかどうか。このことだけを聞かせてもらいたい。

○山本(政)委員 福岡県の規定では、決算書類は五年。私、調べたのですから。文書規程であります。そして私が行ったときに見せていただいた決算書類というものは正本であります。昭和四十六年三月四日の決裁である。ですから四十六年度の決算書類ですね。そうでしょう。

○林(忠)政府委員 四十六年三月五日に決裁をしておる書類とすれば、四十五年度の決算かと存じます。

○山本(政)委員 私が参ったのは、四十七年三月一日、二日だったと思います。決算書類が破られてしましました。遠賀福祉事務所長藤律次所長、私が見えていた。だから傍聴させていただいてよろしくございますかという紙きれが私どもに回っていました。だから私はけつこうでござりますと名前はあとで見つかったら私お見せいたしますけれども、私のところへ書類が回ってきて、県のほうから上司が見えている。だから傍聴させていただいてよろしくございますかという紙きれが私どもに回っていました。だから私はけつこうでござりますと名前はあとで中に入つてもらいました。名前はあとで調べてあればします。その人がおるときに私は見せた書類でありますから。そして私以外には小柳さんもおりました。だから、これは証人がおるわけであります。

○山本(政)委員 政務次官、いま労政局長はできませんでしたので、當時の状況はよく存じません。またいまお読みになりました新聞の全体の文章がどうなつておるかも存じませんので、あるいはお答えが的をはずれているかもしれません

が、もちろん流血の惨といふのは、できるぎりぎりまで避けなければならないというふうに、最後まで努力をするということは当然のことである

人の態度が実は県政にあらわれているのですよ。

○山本(政)委員 決算書類と私が言つてゐるのですか。

○林(忠)政府委員 議会への決算報告書そのものは永久保存だと存じます。ただその決算報告書につけるべきいろいろな添付書類、これはそれぞれの団体で、その書類の種類に応じて三年保存、五年保存、十年保存というようなきまりがあると思

います。

○山本(政)委員 福岡県の規定では、決算書類は五年。私、調べたのですから。文書規程であります。そして私が行ったときに見せていただいた決

算書類というものは正本であります。昭和四十六年三月四日の決裁である。ですから四十六年度の決算書類ですね。そうでしょう。

○林(忠)政府委員 それだけ伺つただけで、私もその書類の性質をちょっとつまびらかにいたしかねます。どういう手続でどういう書類を出納長のところに集めて、どういう手続をとつて正式の決

算書になるか、私ちょっと実務にうとくてわかりません。ただまだいまお読みになりました新聞の全体

の文章がどうなつておるかも存じませんので、あれはおそらくそのものでないと思います。それ

ままでいる。だから私はけつこうでござりますと

いうことで中に入つてもらいました。名前はあとで調べてあればします。その人がおるときに私は見せた書類でありますから。そして私以外には

小柳さんもおりました。だから、これは証人がおるわけであります。

○山本(政)委員 公文書を破棄したら一体どんなになるわけですか。これ、公文書の破棄になりますね。公文書破棄といいますか、そういうことになりませんか。

○林(忠)政府委員 報告書がはたして決算報告書そのものなのか、それはおそらくそのものでないと思います。それ

ままであります。ホッパーを中心とした評議系、炭労系の何千人をもつたといつておられます。そうして当時は池田内閣だったと思ひます。小坂善太郎さんが当時の亀井労政局長のところへ行つて、「池田内閣の発足早々に血を見るのは縁起が悪い、何とか流血の惨だけは避けて欲しい」と言つたという。そこでここに書いておることは、涙をのんで計画をやめたというのですよ。当時の県知事は鶴崎さん。知事も縁起も炭労も、そして当時の委員長はたしか鈴木茂三郎さんだったと思ひます。あらゆる意味で各界の指導者の人たちが流血の惨を免れようと努力をしているときに、当時の亀井労政局長というのは、流血の惨をおかしてもやむを得ないということがで動員をしたというのです。

そういうことに対し、労政局長としてあるべき態度なのかどうか。あなたはいま労政局長であるのですから、つまりその当時の状況というものは十分に御承知ないかもしれません。しかし

この文章から察する限りは、ほかの人が流血の惨を免れようとしているときに、この人は流血の惨を見ても、やむを得ないという態度だった。そういう

労政局長の態度といふものは正しいかどうか。このことだけを聞かせてもらいたい。

○山本(政)委員 福岡県の規定では、決算書類は五年。私、調べたのですから。文書規程であります。そして私が行ったときに見せていただいた決

算書類というものは正本であります。昭和四十六年三月四日の決裁である。ですから四十六年度の決算書類ですね。そうでしょう。

○山本(政)委員 それだけ伺つただけで、私もその書類の性質をちょっとつまびらかにいたしかねます。それがいかなる書類であるかは私はちょっと申し上げかねますが、決算報告の正本であります。まさに公文書であると存じます。

○林(忠)政府委員 決算書類だつたら一体どうなさいますか。決算書類だつたら一体どうなるんです。林さんにちょっとお伺いいたします。地方自治体で決算書類というのは一体どのくらい保管するのですか。

○山本(政)委員 議会への決算報告書そのものは永久保存だと存じます。ただその決算報告書につけるべきいろいろな添付書類、これはそれぞれの団体で、その書類の種類に応じて三年保存、五年保存、十年保存というようなきまりがあると思

います。

○山本(政)委員 福岡県の規定では、決算書類は五年。私、調べたのですから。文書規程であります。そして私が行ったときに見せていただいた決

算書類というものは正本であります。昭和四十六年三月四日の決裁である。ですから四十六年度の決算書類ですね。そうでしょう。

○山本(政)委員 それだけ伺つただけで、私もその書類の性質をちょっとつまびらかにいたしかねます。それがいかなる書類であるかは私はちょっと申し上げかねますが、決算報告の正本であります。まさに公文書であると存じます。

○山本(政)委員 遠賀福祉事務所における決算報告書となつておりました。私が見たものは、

○林(忠)政府委員 それだけ伺つただけで、私もその書類の性質をちょっとつまびらかにいたしかねます。どういう手続でどういう書類を出納長のところに集めて、どういう手続をとつて正式の決

算書になるか、私ちょっと実務にうとくてわかりません。ただまだいまお読みになりました新聞の全体

の文章がどうなつておるかも存じませんので、あれはおそらくそのものでないと思います。それ

ままでいる。だから私はけつこうでござりますと

いうことで中に入つてもらいました。名前はあとで調べてあればします。その人がおるときに私は見せた書類でありますから。そして私以外には

小柳さんもおりました。だから、これは証人がおるわけであります。

○山本(政)委員 公文書を破棄したら一体どんなになるわけですか。これ、公文書の破棄になりますね。公文書破棄といいますか、そういうことになりませんか。

○林(忠)政府委員 報告書がはたして決算報告書そのものなのか、それはおそらくそのものでないと思います。それ

ままでいる。だから私はけつこうでござりますと

いうことで中に入つてもらいました。名前はあとで調べてあればします。その人がおるときに私は見せた書類でありますから。そして私以外には

小柳さんもおりました。だから、これは証人がおるわけであります。

が決算報告書をつくるときの一つの資料としてとられたと考えるわけですが、そういう資料に対する取り扱いというものは、ちょっとと私がまびらかにいたしかねます。

○山本(政)委員 あれこれあなたが言わぬで、私がお伺いしたことについて答弁してもらいたいと思います。

つまり、いま申し上げたように、決算報告書の正本であつたら、一体どうなりますかと聞いているわけですよ、遠賀福祉事務所の。それだけ答えてくれればいいんです。あれこれ答える必要は何もない。

○林(忠)政府委員 まことに申しわけございませんけれども、その遠賀福祉事務所の決算報告が正本であつたといたしましても、その正本の性質が私いま判断いたしかねておるわけでございます。

○山本(政)委員 それじや文書上、文書規程によつて保管すべきものであつたとしたら、問題になりますか。

○林(忠)政府委員 文書規程で公文書として保管すべきものであれば、おつしやつたとおり問題があると存じます。

○山本(政)委員 私が調査した中で、なぜその文書を提出願つたかと、福岡の遠賀事務所といふのは所長のところに電話があります。そして

この受話機をとれば所内の職員の通話が全部筒抜けに入つてくるわけです。そしてこれは藤所長も

私に対してそのことを認めておる。私は盗聴じやないかと思う。それは盗聴になりませんかと言つたら、いいえ傍受でござります。こう言つたので

す。傍受であろうが盗聴であろうが、私は実質的に変わりはないと思う。そうして実は私が疑問に思つたのは、その工事に対する仕様書がほしかつたから、見せていただきたかったから、それを見せてくださいと言つたところが、それがない。報

第一番目に労政局長にお伺いしたいことは、所員の電話が筒抜けに――要するに盗聴でなくて藤

所長の言う傍受であつてもけつこうでございます。そういうことをやり得るということは違法であるのかないのか。

第二点は自治政務次官にお伺いしたい。先ほどお話しやないけれども、急に言われてもだめだと

言つている。だめだと言つているのだけれども、四十七年の二月二十五日に調査団が行くというこ

とは大体わかっているのです。そのときにそれを切り落としておったということですよ。いいですか。第一番目に、亀井さんが一日前に言われて

も、あるいはその当日に言われたつてしようがないと言つうけれども、二十五日にそれだけの準備がなされている。亀井さんのおつしやつていること

も筋が立たぬ。しかし問題は、そういうことをやつていいのかどうか、政務次官それから労政局長にお答えを願いたいと思う。

○石黒政府委員 電話の場合に親子電話のようになつておりますと、一つの受話器でしゃべつていいことが、もう一つの受話器でも聞こえるという

装置になつていいことは間々あるわけでございまして、私の役所にもござります。その場合、他人の話を盗み聞く、いわゆる盗聴というようなことが穩當でないことはもちろんでございますが、違法かどうかといふ点につきましては、私は電信法につきましては十分承知しております。

○山本(政)委員 労政局長、電信電話法では盗聴傍受は違法になつてゐるのです。それじや政務次官お願いします。

○小山政府委員 そうした公文書を破棄した者が一応それらの事情を調査申し上げませんと、こ

れであるか、私どもまだそれらの点につきましては県から全然報告を受けおりませんから、いま先生の調査では破棄したあとがあるといふのは破棄したものか最初からなかつたものか、いま先生の調査では破棄したあとがあるといふような御指摘でござりますから、あるいは

いう方法をとつたかしりませんか、私どもとしてえたのじやありませんか。あなた方は労使の関係がこれだけ紛糾しておる中で、組合のほうから一

べんでも報告を受けたことがあります。ありま

か、私は盗聴ということばをあえて申し上げませんが、傍受するのがいか悪いかということはどうなんですか。

○小山政府委員 それは御指摘を待つまでもなく、いいことではないと思います。

○山本(政)委員 この藤所長という人はあなた方の答弁と違うんですよ。傍受してもいいと言つて

いるんですよ。私はちゃんと書いてきた。その書きとめたものを持つてゐるのです。個人の通信の秘密を侵していいのですかと、いう問い合わせ、場合によっては許されると言つて。私がわからぬのは、さつきの決算報告書であります。個人の通信が立たぬ。しかし問題は、そういうことをやつていいのかどうか、政務次官それから労政局長にお答えを願いたいと思う。

○石黒政府委員 電話の場合に親子電話のようになつておりますと、一つの受話器でしゃべつていいことが、もう一つの受話器でも聞こえるという

装置になつていいことは間々あるわけでございまして、私の役所にもござります。その場合、他人の話を盗み聞く、いわゆる盗聴というようなことが穩當でないことはもちろんでございますが、違法かどうかといふ点につきましては、私は電信法につきましては十分承知しております。

○林(忠)政府委員 その事務所で一階の電話を二階で聞けるようになつておつて傍受したと、この話題になつて、実は県から報告を受けておりますが、県の報告によりますと、何か一階と二階の事務連絡が非常に悪いので、そういう種類の電話をつけたのだけれども、つけたときは受話器をあげれば話を全部聞けるということは知らなかつた。そして現実に下の話を聞いたことがある。しかし、これは非常にぐあいが悪いといふことなので、今度は聞こえないように改造をしたのだ、つまり盗聴の意思を持つていてはならないので、たまたま盗聴できるような機械になつてしまつたので、それが悪いことに気がついて直したのだ、こういう報告を聞いておりますが、私のほうではそれしか存じておりません。

○山本(政)委員 組合の追及にあつて、そして変更されたのか、私どもまだそれらの点につきましては県から全然報告を受けおりませんから、いま先生の調査では破棄したあとがあるといふのは判決を押してありますけれども、判決が抜けているのです。係長、次長の判は抜けているのです。しかし回覧のところにはちゃんと判決を押すようになつていて。これは財團法人の中央競馬社会福祉財團によつて、昭和四十五年度から社会福祉法人関係の施設の職員の海外渡航研修を実施されておるということなんです。それで、これが出たわけです。出て、十二月十八日、上のほう

にや笑わないで。

○林(忠)政府委員 組合のほうからいろいろな問題について聞いております。

○山本(政)委員 では、その電話のことについて聞きましたか。

○林(忠)政府委員 その電話のことについては、直接まだ聞いておりません。

○山本(政)委員 まだ組合のほうから問題についてどういうことになつておるか、まとまつた御

報告を受けておりません。県のほうから今度の調査で問題になつたよなことについて、概略の報

告を、先ほど申しましたように受けておりますけれども、詳細なことはまだ受けおりませんし、どこでどうやりとりがあつたかと、このことも正直な話まだ受けておりません。

○山本(政)委員 この電話があなたのおつしやる

よう、に他人のものが傍受できないようになつたのは何ヵ月かたつたあとですよ。二日や三日じや

をなさらなかつた。電話をかけて、そしてあれこれ指揮をして、そして自分から出向いていた事

実もあるのです。そういうことに対して一方的

に県のほうからは、私が言つて初めてあなたはおつしやつた。聞いたことがありますと言つた。

一事が万事じやありませんか。

もう一つ、福岡県の民生部長から福社事務所にて「社会福祉施設職員等の海外渡航研修計画に伴う被研修者の推せんについて」というのがあ

る。ここには判断を押してありますけれども、判

が抜けているのです。係長、次長の判は抜けているのです。しかし回覧のところにはちゃんと判決を

押すようになつていて。これは財團法人の中央競

からこれが出来ておるわけです。そしてこれは十二月二十一日に該當者がおりませんという返答をしているわけです。ところが該當者がおるのであります。該當者というか希望者はおつたわけです。ところが希望者は、おまえは組合員だからということ、資格がありませんとして断わっているのです。所長と私との話し合いの中にその人がちゃんと出てきた。そして行かしていただけないだろうかという話をした、行きたいという希望を述べたのを、所長はおまえにはその資格がない、こう言つたのですよ。その人は二回それをやられているのです。ところがこの文書の中には、希望者があつたら別紙要項により慎重に審査をしてほしいうことなのです。だから私は、審査をした結果、おまえはだめですよ、こういうことなら話はわかります。しかし申し出でてきた日の前で、会談のところで、だめだ、おまえは。こういふやう方といふものは、管理者としての正当なあの方なんだろうか、これは林さんどうお考えになりますか。

○林(忠)政府委員 その事実は全く初耳でござります。私の初めて伺いましたので、事実どういうような経緯であったかは存じません。先生おつしやるよう、希望者があれば出せといふのであれば、希望者として出すべきであると存じます。

○山本(政)委員 私は、いま電話の話と海外渡航の話だけした。これだけでも遠賀の福祉事務所長というものの管理者の態度といふのは、私はなつてないと思うのですよ。

もちろんあなた方は聞いているでしょう。目まいがして倒れられたけれども、医者にも見せなかつた。私が現場に行つたときには談笑しておりました。私が、いまからお話を伺いたいのだけれども、何か大いぶトラブルがあつたようだが、からだのほうはいいのですか、こう聞いたら、いや元気です。こう言うのです。それから私は一時間後にならためて藤さんとお会いをした。ところが藤さんはからだのぐいが悪いのに不當に云々したとかいうようなことで——これは訴えられておる

十二月二十一日に該當者がおりませんという返答をしているわけです。ところが該當者がおるのであります。該當者というか希望者はおつたわけです。ところが希望者は、おまえは組合員だからということ、資格がありませんとして断わっているのです。所長と私との話し合いの中にその人がちゃんと出てきた。そして行かしていただけないだろうかという話をした、行きたいという希望を述べたのを、所長はおまえにはその資格がない、こう言つたのですよ。その人は二回それをやられているのです。ところがこの文書の中には、希望者があつたら別紙要項により慎重に審査をしてほしいうことなのです。だから私は、審査をした結果、おまえはだめですよ、こういうことなら話はわかります。しかし申し出でてきた日の前で、会談のところで、だめだ、おまえは。こういふやう方といふものは、管理者としての正当なあの方なんだろうか、これは林さんどうお考えになりますか。

○林(忠)政府委員 その事実は全く初耳でござります。私の初めて伺いましたので、事実どういうような経緯であったかは存じません。先生おつしやるよう、希望者があれば出せといふのであれば、希望者として出すべきであると存じます。

○山本(政)委員 私は、いま電話の話と海外渡航の話だけした。これだけでも遠賀の福祉事務所長というものの管理者の態度といふのは、私はなつてないと思うのですよ。

もちろんあなた方は聞いているでしょう。目まいがして倒れられたけれども、医者にも見せなかつた。私が現場に行つたときには談笑しておりました。私が、いまからお話を伺いたいのだけれども、何か大いぶトラブルがあつたようだが、からだのほうはいいのですか、こう聞いたら、いや元気です。こう言うのです。それから私は一時間後にならためて藤さんとお会いをした。ところが藤さんはからだのぐいが悪いのに不當に云々したとかいうようなことで——これは訴えられておる

そうであります。しかし、少なくとも私の目から見たら、そんなことはない。

先ほども私はある政府関係特殊法人の人に来てもらつたけれども、何か既成事実をつくっておきながら、そうして不當に上司のほうが被害を受けたようなやり方をすることを、このごろあちらこちらで私は耳にするのですよ。そして県の総務部長も、皮肉な言い方かもしれないけれども、どう

もそのことを推奨しているような気がしてならない、山崎総務部長が新聞発表をやっているので

から。一体そういうところにいわ労使関係が生

まれると思いますか。政務次官どう思いますか。

○小山(政)政府委員 いま御質問の範囲でありますと、具体的な事実が私どもまだ十分わからないわ

けでござりますから、そういう場合に私どもで判

斷をいたすことが適切であるかどうか、一応いま

御指摘になりましたような問題について、私ども

のほうに報告だけは来ておるわけであるが、その

報告は、いま先生からお話しになりましたよう

に、言葉なら一方的報告と見られがちになるわけ

であります。われわれは一応その報告に基づいて判断をしなければならないという現状でございまます。その報告によりますと、健康の問題から診断を受けたいというふうに申し出たが、監禁をさ

れて、その申し出が届かなかつたというような報

告を一応私ども受けておるわけです。したがつて、まだ今日の段階におきましては、私どもそれ

を一応基礎としていろいろ判断はいたしておりますけれども、現在まだ、的確に私どもが自信を持っています。

○山本(政)委員 私どもは何班かに分かれて行つた。分かれていった先の所属長は全部出張命令が

出でているのです。その事実はもうすでに林さんは御承知だと思います。出張命令を出でているのです。第三者的構成ではない。しかも利益をもつて誘導している事実がある。指摘をせよと言われば、私はここにこれだけのものを持っておる。事実関係を持っております。地位利用じやないのか。

第三番目に、役職にある者が組合員を立候補

じることもないし、逃げ出すことも、出張命令を

出することもありませんよ。会うべきじやありませんか。しかし、それが県の命令で全部出張命令であります。だから、下部の人たちが、調査団が来るのに会つてほしいと言うのが、それが監禁になるのか。あなた方、どちらをおとりになるのですか。

私は言わしたら、悪いことをしているから会わし

たくないのです。

いまから質問するけれども、福陽会のことにつ

いて出でているのですよ。たとえば亀井さんは福陽

会というものを壊滅しているわけだ。福陽会とい

うのは県の職員の幹部、そして県の職員たちを包

含めた組織ですよ。役員は全部県の人である。い

いですか。会長以下二十数名あるけれども、職場

名から言えば、農政課の総括係長、消防災害課の

災害対策係長、甘木農林農畜産課長、門司財務總務課長、農業技術課肥料機械係長、医務課事務主

查議会出席、広報室広報係長、こういうものが

入つてゐるわけだ。この人たちを使って県政を壊

断しようとしているから、われわれの調査団に對

して会わせることができないのです。これによ

りて、この人たちは職員の幹部もしくは職制じやりませんか。こういうことが一体許されるのかどうか。

こういうことが一体許されるのかどうか。

この人たちは職員の幹部もしくは職制じやりませんか。

労政局長の言うようにもそういう事実があれば、これは間違いのはずなんです。だけでも、それが現実に行なわれておる。そのことに対するは、あなた方はどうお考へになつておりますか。

○林(忠)政府委員 何度も同じようなことを繰り返してまことに申しあげございませんが、今回の調査の件に関しては、どういう点を調査されたか、それに対する一応の県の考え方という、一応の報告だけしか受け取つておりませんし、自治労のほうからまだ詳しい話も伺つておりませんし、

県のほうでも一応こういうことはなかつたという報告が来ておつてはたしてあつたかなつか、そこまでの詳細な調査は全部やつておりますので、ちょっと私は、価値判断するということは、この際非常にあやまちをおかすことになると思ひます。いま先生の御指摘の福陽会についても、今回、福陽会についてはいろいろそういう職制的な介入があつたとか、いろいろな趣旨において調査が行なわれまして、これに対し県のほうは、そ

うは言わなければども、そういう事実は一切なかつたという報告だけしかしておりませんので、私もこの現在の県の報告あるいは自治労からのいろいろな話その他を総合的に詳しく聞いておるわけではございませんので、何とも判断いたしかねるといふのが事実でございます。

○山本(政)委員 それじや、自治労のほうから話を聞くという御用意はあるわけですね。

○林(忠)政府委員 この問題に關しては福岡県自

体の問題でござりますので、福岡県当局と福岡県の職員団体その他において解決すべきものはそれぞれ解決すべきだと存じております。ただ自治労のほうから福岡県について、こういうことがあつたというお話をあれば、それは喜んで承りたいと思います。

○山本(政)委員 これは福陽会の新聞でありますが、重ねて申し上げますが、亀井さんはこうおっしゃつておるのですよ。「福陽会三千の同志こそ私の親衛隊と確信し、誇りに思つています。」こういつたしてうまくいくかどうか。下に向いてないで答

さぬ、こう言つておるのです。自分の言つことにすぎないではないかと、あるいはおしかりかとから、こう言つて逃げるのだったら、言われた者はたまつたものではない。労使の意思疎通が十分にされるということなら、そういうふうに心得ておるというこどなら話がわかるけれども、親衛隊というのには一体何事なんですか。都合の悪いところは全部ユーモアで解消してしまつわけですか。親衛隊といふ考え方について、一体そういう考え方があるのかどうか。この答弁はあるいはむずかしいかもわからぬけれども、労政局長、どうなんでしょうか。親衛隊なんというと考え方というの、三十年ばかり前にさかのばつておるのじやないかと私は思ひます。

○石黒政府委員 親衛隊ということばは、御指摘のとおり昔はやつたことばでございますが、任意団体につきまして、同志とか、あるいはたいへん仲がいいんだとか、意思が疎通するということを知事さんが言わること自体につきましては、私は特別申し上げるべきことはございません。

○山本(政)委員 親衛隊については、やはりわ

く言いがたしの答弁だとと思うのです。こういうことがぬけぬけと言われているのです。組合活動を電話で盗聽する、これもたいへんな所長だと思いますが、福岡県にはこういうのもあります。人事管理員といふ制度がある。これは林さん、御承知ですか。

○林(忠)政府委員 承知しております。

○山本(政)委員 私はほかの県についても調べました。人事監察係といふのは他県もあります。しかし、それ以外に人事管理員といふものを置いて、そして組合員あるいは職員の話を盗み聞きして、これを御注進、御注進といふことで上司に御報告する。いわば密告制度でありますよ。親衛隊と人事管理員といふ密告制度、まさにナチスのゲシュタポジやありませんか。そんなものを置いておつて、そういう考へのもとで、労使の関係がはつたとしてうまくいくかどうか。下に向いてないで答弁してくださいよ。

○林(忠)政府委員 また県の言い分を伝えるだけにすぎないではないかと、あるいはおしかりかと存じますが、私のほうで聞いております人事監察あるいは人事考査といふ制度がないので、これにかかるものとして設けた。それでその職責は、所属長に対する助言、指導、それから事後報告、こういうようなことであるということございまして、先生のおっしゃるような密告とかグーシュタボというようなことでは全くないという話を県から聞いておるだけございます。

○山本(政)委員 自治労のほうから、そのことにつけでも、お話をあれば聞いていただけますね。三十年ばかり前にさかのばつておるのじやないかと私は思ひます。

○石黒政府委員 親衛隊をはずそうとしたけれども、私が話をしたときにお見えになつた人は本庁民生部保護課長で、同席したいということで、状況視察に参つております。こう言つているのですよ。出張命令で私ども調査団をはづそうとしたけれども、会見をしておるということで、おそらく県のほうから來たのだろうと思うのです。別室に待たせておりますが、いかがいたしましようかといふことで、この人がおる前で私が確認をしたのですが、妥当であるかどうか、あなた方ひとつお取り調べ願いたい。そして後日、私のところへ報告を持ってきてください。

○林(忠)政府委員 この問題につきましては、先ほど申し上げましたとおり、福岡県の職員組合と県知事あるいは使用者との問題でござりますので、いろいろな問題はできる限り現地で話し合いで片づけていただきたいと思います。私のほうがそれについて調査し、介入し、いろいろ判断を下すことは、できるだけ避けたいと考えております。

○山本(政)委員 そうすると、私はこれを確認する方法がないわけですね。いま私は国会で御質問申し上げている。その国会で御質問申し上げることについて、あなたは、決算報告書が正規のいに自治大臣がお見えになつておりますから、も

ものであるかどうか、原本であるかどうか、そしてそれが保存すべきものであるかどうか、このこ

とについてはお答えできない、こう言つた。そうしたら、どこで私はそういうことを確認ができるのです。国会における質問なんだから……。そのことに対する、あなたはあいまいな答弁をされて逃げておられるのですよ。私はそのことに対するあなたから確答を得る責任があると思う。そのことに対して、あなたはあいまいな答弁をされるとでは一体どうなのか。

○林(忠)政府委員 その件に関しては調査をして報告をとりたいと存じております。

○山本(政)委員 亀井さんの県会における答弁の中では、こういうことがあります。「地方公務員法第五十八条におきましては、民間の労働組合あるいは国鉄等三公社の労働組合の労使関係におきましては不当労働行為制度を認めながら、地方公務員法第五十八条では、労組法の適用を排除しておる。そうしてそのかわりに、人事委員会に対する不利益処分に対する提訴という形でこの問題を処理されています。」ことについては、法律をぐらんになれば、すぐわかるわけであります。したがつて、不当労働行為制度といふもの、あるいはこれに伴う制裁といふものは、民間の労使関係、国鉄を含む三公社のみ適用があるということをもう一度御理解をいただきたい」こう言つておる。

そこでお伺いしたいのですけれども、そういうことになれば、労政局長、地方公務員は不当労働行為はやられてもいたしかたがないというふうに解釈をすべきでしようか、どうでしようか。亀井さんはそういう答弁をされているのですから……。

○石黒政府委員 不当労働行為と名づけられる制度は、労働組合法第七条に規定がございまして、地方公務員については、この規定の適用はございません。しかしながら、地方公務員につきましては、職員団体の活動に対する不利益取り扱いの禁止という類似の制度があると了解しております。

○谷垣委員長代理 山本さん、ちょっとあれですが、おたくの時間が迫つてゐるとき、ちょうど幸

し何でしたら……。

○山本(政)委員 先般の私どもの調査に對して自治大臣が仲介の労をとられたことに対しても、感謝をいたしたいと思うのであります。しかし、せっかくの仲介の労にかかるらず、私どもは知事との会見を拒否されました。その理由については、先ほど私は申し上げたわけであります。時間がないので省略いたしますけれども……。

しかし、いままでの答弁の中で、電話の盗聴の事件がありました。私は申し上げたのであります。遠賀の福祉事務所の所長が部下の電話を全部盗聴しておった、そういう事実があるわけです。林さんのおことばでは、それはいかにも短時間のように、そしてすぐ取りかえになつたようなことになつてますが、何ヵ月もそれはそのまま放置されておつた事実がある。気がついたから、すぐ直したよなことをおつしやつておるけれども、組合の抗議によつて直したということも、事実として私は調査をいたしました。同時に、決算の報告書、私は自分の目で見たのであります。その書類が破られておるのであります。公文書破棄といふのは、これは刑法上の問題にもなると思ひます。二百五十八条で、公文書破棄は三ヵ月以上七年以下の懲役という罰があります。そのことに對して、私は刑罰のことは申し上げませんでしたけれども、言をあいまいにして一方的に県の見解だけをお聞きになつてお答えになつておる。そういう中で正常な労使関係ができるはずがないと私は思つ。しかも亀井さんは福陽会というものをおつくりになつて県政を壊滅されておるというふうに私は私なりに理解をしております。そして民間の大企業の中では、これは後援会で明豊会というのがあります。県の部長クラスの中では福友会というのがある。しかし、少なくともこの福陽会というのは、県の準幹部クラスあるいは管理職を含めての人たちが役員になつておる。しかもその人たちが組合の選挙に介入をしている事実があるんですよ。労政局長に言わせれば、もしそういうことがあれば違法だ、こう言つておる。しかし、事実としてはここ

にこれだけのものがあるのです。そういう中では

決してノーマルな労使関係というのは生まれてこないとは私は思うのです。大量処分、不当労働行為、支配介入というものがあるのです。一体そういうことに対する自治大臣としてどういうふうにいまの実態を私が申し上げた範囲でお考へになつておるか、そして一体どういう御処置をおとりになるつもりなのか。

私は委員長にも要請があります。亀井知事を呼んでいただきたいという要請をいたしたいと思ひます。あるいはそうでなければ正式の調査團をつくるつていただきたいという要請がある。もしそれができないというのだったら、私は反論を持つております。昭和三十五年の決算委員会に生活保護法に関する不当支出ということで三十万円の金に關して鶴崎知事を呼んでいるんだから、呼べないという理由はないはずなんだから、時間がないから結論から申し上げますが、大臣の御見解をひとつ聞かさせていただきたい。

○渡海国務大臣 冒頭に述べられました私のあつせんの件でございますが、率直に事情を話させていただきますと、山口委員から電話がありまして、国会議員の方が多数福岡へ調査においておられる、知事はこれを拒否しておるというふうな状態である。それでは具体的な事実としてよろしくないから、渡海さん何とかあつせんしてくれたらどうか、こういうことでございました。私も率直に山口委員に、調査団といったようなかつこうでどういう権限があるか、どういうことが起きたか知りませんけれども、ほかの学者とか、あるいは組合の方とか、そういった方と一緒に会われる紹介の労をとる、そういうふうな姿で自治大臣たる私がこれをあつせんするということは困難である。しかしながら、お互に知事であり国会議員であるんだ、だから議員の方々に対しても、そういうふうな話をしているわけです。数ヵ月といふふうな話をしているわけです。

○山本(政)委員 私は私の申し上げた範囲では非

の御返事だけをいたさないと言うのです。所属の遠賀の福祉事務所の所長が何ヵ月間も、数ヵ月にわたって職員の電話を盗聴するということは、あなたの目から見て好ましいことであるかないか

ということです。数ヵ月といふふうな話をしているわけです。林さんもお認めになつておられるわけです。労政局長はそのことに對して、これは行き過ぎだと思います。それが二点目です。

○山本(政)委員 時間がないようですから、それ

うことでお取り次ぎをさせていただいた、こうい

う事実でございます。いま拒否されたということではないと私は思うのです。大量処分、不当労働行為、支配介入というものがあるのです。もしといふ立候補しようとおり一見任意団体であります。だけれども、そこで幹部クラスあるいは準幹部クラスの人たちが、こう思うであります。私はその間のやりとりはどうなつたか詳細聞いておりませんでしたが、私の言うような意味でも両者の間に話し合いができず、ついにお会いする機会がなかつたという姿で終わつたということは、後刻山本恵之助君からお聞きしまして承知いたしておるような次第でござります。なお、いまあと二件ほど事件を申されました。どういうふうなことでござりますか、詳細な御質問があつたのだろうと思ひますが、私いまここで件名的に聞かされたものでござりますから、ちょっと私、答弁いたしかねます。

ただ第三点で言わされました福陽会の件でございますが、私が事務当局から聞いておる限りにおきましては、これは任意団体であつて親睦団体であるというふうなことの報告を聞いておりますので、その限りにおいては、何ら私たちが申し上げるべきこともなかろうと、こういうふうな報告を聞いておるような次第でございまして、あと二件につきましては、事務当局からお答えさせていただきます。

○谷垣委員長代理 山本君に申し上げますが、お

約束の時間もござりますから、適当に結論を出

しますが、実はいまきわめて具体的だと、こう申されま

したが、この種の事件を具体的な問題としてお取

り上げになつた場合、自治大臣という立場で直ちにその当否その他をお答えすることは私は避けさせたいと思います。

○渡海国務大臣 山本さんの御質問でございま

すが、実はいまきわめて具体的だと、こう申されま

したが、この種の事件を具体的な問題としてお取

り上げになつた場合、自治大臣という立場で直ちにその当否その他をお答えすることは私は避けさせたいと思います。

○山本(政)委員 時間がないようですから、それ

だけますね、いろいろなことについて御注意をし

ただけますね。あなたのほうで御配慮をしていただけますね。

○山本(政)委員 時間がないようですから、それ

だけますね、いろいろなことについて御注意をし

ただけますね。

○山本(政)委員 時間がないようですから、それ

りつある、あるいは現に起きている事実について、ひとつ十分に調査の上かかるべき態度をとることが必要ならば、ひとつアクションもついでにとつていただきたいという私の願いなんです。

○渡海國務大臣 私、自治大臣という立場で、私たちが皆さま方からも一番要求され、またそうでなければならぬということは、地方自治は、地方自治体としてとにかくその自治をほんとうの意味で発揮していただき、こういう意味からは、何と申しますか上級機関的な態度をとらざることは最も望ましいものである。かねてからそのような姿で当たっております。しかし、せっかくのおことでござりますので、自治体としてやっておられることだらうと私は信頼をいたしておりますが、向こうから特に御相談もあることだらうと思いますので、もし相談等がございました場合には、私は善処させていただく、こういう姿で臨ましていただきたいと思います。

○山本(政)委員 自治大臣、どうぞけつこうです

それでは最後に労政局長にお伺いしたいのは、亀井さんがおつしやっている、人事委員会に対する不利益処分についての提訴という形で問題を処理される、こうおつしやっているわけですね。だけれども、これは不利益処分だけですね。つまり分配介入等については規定が何もないわけですよ。しかも人事委員会では、事实上はこれは勧告権だけ、しかもそれが個人的にしかやれないという、そういう場合にどう地方公務員に対して救済しなければならぬかということがあると思うのであります。それが実はILOの八十七号の結社の自由の条約でないだろうか、そしてこれは、労働省の態度は私は知りませんけれども、九十八号条約の行政公務員の範囲、こういうことについての規定ではないだろうか、こう思うのです。ですから、その辺の見解をひとつ私は聞かしていただきたい。これが一つであります。それからもう一つは、なるほど公務員について

は、組合活動を理由とする不利益扱いの禁止規定は存在いたしますけれども、憲法二十八条の団結権の保障というものは、私はそれに優先するものでありますか上級機関的な態度をとらざることは最も望ましいものである。かねてからそのような姿で当たっております。しかし、せっかくのおことでござりますので、自治体としてやっておられることだらうと私は信頼をいたしておりますが、向こうから特に御相談もあることだらうと思いますので、もし相談等がございました場合には、私は善処させていただく、こういう姿で臨ましていただきたいと思います。

○山本(政)委員 自治大臣、どうぞけつこうです

それでは最後に労政局長にお伺いしたいのは、亀井さんがおつしやっている、人事委員会に対する不利益処分についての提訴という形で問題を処理される、こうおつしやっているわけですね。だけれども、これは不利益処分だけですね。つまり分配介入等については規定が何もないわけですよ。しかも人事委員会では、事实上はこれは勧告権だけ、しかもそれが個人的にしかやれないという、そういう場合にどう地方公務員に対して救済しなければならぬかということがあると思うのであります。それが実はILOの八十七号の結社の自由の条約でないだろうか、そしてこれは、労働省の態度は私は知りませんけれども、九十八号条約の行政公務員の範囲、こういうことについての規定ではないだろうか、こう思うのです。ですから、その辺の見解をひとつ私は聞かしていただきたい。これが一つであります。それからもう一つは、なるほど公務員について

は、組合活動を理由とする不利益扱いの禁止規定は存在いたしますけれども、憲法二十八条の団結権の保障というものは、私はそれに優先するものでありますか上級機関的な態度をとらざることは最も望ましいものである。かねてからそのような姿で当たっております。しかし、せっかくのおことでござりますので、自治体としてやっておられることだらうと私は信頼をいたしておりますが、向こうから特に御相談もあることだらうと思いますので、もし相談等がございました場合には、私は善処させていただく、こういう姿で臨ましていただきたいと思います。

○山本(政)委員 地方公務員法につきましては、詳細は自治省からお聞きいただきたいと存じますが、御指摘のことと不利益処分に対する審査の手続がござります。そのほかに行政措置の要求という方法も活用できるのではないかというふうに思っておりますが、詳細は私存じませんので、具体的には自治省からお聞きいただきたいと存じます。

それから、憲法二十八条の団結権、団体交渉権、いわゆる労働三権の保障というものは、これは公務員にも適用があることは、学説、判例も認めるところでござります。それに対しまして、具体的にどのような保護規定を置き、あるいはその侵害に対する対する救済規定を置くかということは立法政策の問題でございまして、立法政策上、労働組合法と公務員法はたいへん似てはおりますけれども、やや違うところがあるというふうに了解いたしております。

○山本(政)委員 林さん、その点について見解をお聞かせいただきたい。

○林(忠)政府委員 ちょっと、地方公務員法の、組合活動に携わったことによる不利益取り扱いの禁止規定と憲法二十八条との関係ということをおっしゃったと思いますが、そのことについて同じような救済措置その他を設けています。それが実はILOの八十七号の結社の自由の条約でないだろうか、そしてこれは、労働省の態度は私は知りませんけれども、九十八号条約の行政公務員の範囲、こういうことについての規定ではないだろうか、こう思うのです。ですから、その辺の見解をひとつ私は聞かしていただきたい。これが一つであります。それからもう一つは、なるほど公務員について

は、組合活動を理由とする不利益扱いの禁止規定は存在いたしますけれども、憲法二十八条の団結権の保障というものは、私はそれに優先するものでありますか上級機関的な態度をとらざることは最も望ましいものである。かねてからそのような姿で当たっております。しかし、せっかくのおことでござりますので、自治体としてやっておられることだらうと私は信頼をいたしておりますが、向こうから特に御相談もあることだらうと思いますので、もし相談等がございました場合には、私は善処させていただく、こういう姿で臨ましていただきたいと思います。

○山本(政)委員 地方公務員法につきましては、詳細は自治省からお聞きいただきたいと存じますが、御指摘のことと不利益処分に対する審査の手續がござります。そのほかに行政措置の要求という方法も活用できるのではないかというふうに思っておりますが、詳細は私存じませんので、具体的には自治省からお聞きいただきたいと存じます。

それから、憲法二十八条の団結権、団体交渉権、いわゆる労働三権の保障というものは、これは公務員にも適用があることは、学説、判例も認めるところでござります。それに対しまして、具体的にどのような保護規定を置き、あるいはその侵害に対する対する救済規定を置くかということは立法政策の問題でございまして、立法政策上、労働組合法と公務員法はたいへん似てはおりますけれども、やや違うところがあるというふうに了解いたしております。

○山本(政)委員 林さん、その点について見解をお聞かせいただきたい。

○林(忠)政府委員 ちょっと、地方公務員法の、組合活動に携わったことによる不利益取り扱いの禁止規定と憲法二十八条との関係ということをおっしゃったと思いますが、そのことについて同じような救済措置その他を設けています。それが実はILOの八十七号の結社の自由の条約でないだろうか、そしてこれは、労働省の態度は私は知りませんけれども、九十八号条約の行政公務員の範囲、こういうことについての規定ではないだろうか、こう思うのです。ですから、その辺の見解をひとつ私は聞かしていただきたい。これが一つであります。それからもう一つは、なるほど公務員について

鶴崎さんは決算委員会に呼ばれているのです。生保険における費用の不当支出三十万円ということで、前例があるわけですよ。おそらくいまの考え方からいえば、亀井さんは私どもが行つても、先ほど述べたような理由で調査させていただけないと私は思う。また、御見解も直接には承ることができないかもわからない。とすると、私は当委員会に呼んでいただきたいということを一ぺんおはかりいただきたい。そうでなければ正規の調査団でないんだから会う必要がないということを根拠にされたんでは、実態調査というものができないと私は思うのです。ということになれば、このお話を、いかれ理事会等ともはかりまして御返答をいただきたい。これはお願いでございます。このことを申し上げて私、終わりにいたします。

○谷垣委員長代理 ただいまの山本委員からのお話は、いずれ理事会等ともはかりまして御返答をいたしたい、かよううに思います。

それでは、後藤俊男君。

ますけれども、滋賀県におきまして不当労働行為の救済、いわゆる地方労働委員会に提訴をしておるわけなんです。その申し立て人いたしましては現業職員の代表と――これは公労法の適用でございますから地労委に提訴する権利があるんだ、それとあわせてもう一人は滋賀県の職員労働組合の執行委員長ということで、連名で滋賀県の地労委に不当労働行為で提訴が行なわれておる。ところが現在滋賀県の地方労働委員会におきましては、現業職員のほうは当然の権利として認められるけれども、非現業のほう、いわゆる県職労働組合のほうの委員長のこの申し立てにつきましては、認めるべきかどうかということで現在も滋賀県の地方労働委員会で論議をいたしておりますと私は聞いておるわけです。

も組合の運営に対する不当介入については不当労働行為といふことが成立するのかしないのか、しかるべき行為としてどうなんだろうか、再びお答えいただきたいと思います。

○石黒政府委員 非現業の地方公務員に対して職員団体の活動をしたゆえをもって不利益取り扱いをする場合には、人事委員会に提訴ができるという意味で、これをいわゆる不当労働行為の救済とする常識的にいうのは間違いではございません。しかし組合法のものとは制度上名称が違うということを申し上げて、趣旨においては同様のものであると存じます。

○後藤委員 ですから、いま言われました労組法でいう第七条第一号でございますが、これに関しては、公務員関係は人事委員会で個人個人の申立てによって解決する方法だと思うんですね。ところが不当労働行為そのものについて、たとえば先ほど私が申し上げましたように、不当労働行為を地方労働委員会に提訴をした場合、現業職員につきましては公労法の適用の権限はある、ところが非現業の県の職員組合においては地労委へ提訴する権限があるのかないのか、この点なんですよ。この点を、あるのかないのか、ないのならどういうわけがないんだ、この問題を具体的に説明していくただいたほうがわかりやすいと思いますから、この点でお答えいただきたいと思います。

○石黒政府委員 非現業の職員団体が地労委へ提訴といわれる場合に、二つのケースがあると存じます。

一つは、非現業の職員団体が非現業の職員が不利益処分を受けたということで提訴する、これ人事委員会のみにいて地労委には参れません。しかし非現業の職員団体でありまして一部、単純労務者を含んでおる場合がございます。その単純労務の分についてだけ不当労働行為で地労委へ行くかどうかという問題がもう一つあるわけでございます。この点につきましては、単純労務者個

人の申し立てはもちろん許されるわけでございまして、それども、労働省の見解では、団体としましては、地労委に提訴する権限は労働組合にしかない。したがつて、職員団体では地労委にいくのは無理だらうというふうに考えております。

○後藤委員 それならばいま言われました非現業の職員組合、この中の一部として現業の組合があるわけなんです。単純労務の組合があるわけなんです。その職員団体の一部として現業の組合があります。そこにおける不当労働行為について、今度地労委へ提訴したわけなんです。そういう場合はいかがですか。

○石黒政府委員 現業の組合が、先ほどのお話をようやく、現業協議会というような現業だけの名前でもって、あるいは現業を主体とする団体の名前でもって提訴することは、もちろんできるわけでございます。しかし、職員団体としての提訴ということになりますと、これは労働組合でございませんので、地労委にはいけないというふうに考えております。

○後藤委員 それならば、いま労政局長が言われましたのは、いわゆる労組法と公労法と地公法と国家公務員法の労働関係の法律の中から考えると、そうなってくるんだ。ところが、ILOの関係ですね、これは一々条文は読みませんけれども、ILOの九十八号と八十七号ですか、批准をいたしておりますね。この中におきましては、公務員といえどもその団体に対して使用者が不当介入してはいけない、これははつきりした条文があると思うのです。さらにまた憲法の二十八条におきましては、交渉権、団結権、罷業権、これらも認めおるわけなんですね。そういう点から考えた場合に、いま申し上げましたところのいわゆる非現業の職員組合においても、いま申し上げました、不当労働行為の問題を地労委に提訴する権限があるのかどうか。そのことはひいては、公務員に不当労働行為の問題が成立するのかしないのか、ここにやはり問題がいくと思うのです。この点いかがでしようか。

○石黒政府委員 ILOの条約は、八十七号条約は結社の自由でございまして、不当労働行為のほうは九十八号条約のほうでございます。九十八号条約は、私いまちょっと正確に覚えておりませんが、これは不利益取り扱いと經理の援助の禁止であつたかと存じます。かつ九十八号は公務員には適用されないとござりますから、ILO条約に直接抵触するということには相ならないかと存じます。

それから憲法との関係でございますが、単純労務者あるいは現業職員は、労働組合法上不当労働行為の保護を受ける。そのためには労働組合といふ憲法並びに組合法に許された結社の自由を積極的に行使するということが必要なものではあるまいかといふうに考えております。

○後藤委員 これはILOの九十八号条約ですか、これの第二条の一項と、それから第二条の二項にはつきりしておるわけなんですね。「労働者団体及び使用者団体は、その設立、任務遂行又は管理に関して相互が直接に又は代理人若しくは構成員を通じて行う干渉に対して充分な保護を受ける。」ですから、不当な干渉をしやいけない、これははつきりILO九十八号の第二条できめられておるわけなんですね。そういう点から考えた場合に、先生はどう言いましたように、公労法なり地公法なり国家公務員法では、労組法の第七条の第一号の精神だけの条文はありますけれども、それ以外のものはない。そうなりますと、組合運営に対する不当干渉については、何にもないことになるわけなんです。そこでILO九十八号条約の第二条で、これは批准もされておるのでから、当然不当労働行為という問題は成立すると私は考へるわけです。この点いかがですか。

○石黒政府委員 九十八号条約の条文については、私はつき思い違いをしておりました。先生の御指摘のとおりでございます。非現業の地方公務員の場合には、不利益取り扱いの禁止のほかに、行政措置の要求というのが四十六条でございましたが、これも活用する余地があるというふうに考えてお

ります。したがいまして、両々相ましまして一応の保護ができておるというふうに考えております。なお、九十八号条約は公務員には適用はございませんが、後藤委員 ILO九十八号は公務員には適用がないのですか。

○石黒政府委員 して「この条約は、公務員の地位を取り扱うものではなく、また、その権利又は分限に影響を及ぼすものと解してはならない。」という規定がございま

す。部会ですか、ここでもこの問題は論議が行なわれておるわけなんです。これはこまかいことは私、時間がございませんから一々申し上げませんけれども、ただ私は、先ほどから言つておりますように、労組法の第七条の第一号から第四号までの第一号だけの不利益取り扱いの禁止につきましては、地方公務員も國家公務員も一応載つておる。ところがこれらに對して法律的な制限がないとするならば、その職員団体に対する不当介入はやりたい

ほども、ただ私は、先ほどから言つておりますように、労組法の第七条の第一号から第四号までの第一号だけの不利益取り扱いの禁止につきましては、地方公務員も國家公務員も一応載つておる。ところがこれらに對して法律的な制限がないとするならば、その職員団体に対する不当介入はやりたいほども、何も法律的に拘束がないんだからやんけれども、何も法律的に拘束がないんだからやれやれ、不当労働行為は成立しないんだ、こういうようなことになる心配というのは十分あるわけほうだい、先ほどの亀井知事の話じやございませんけれども、その点については一体どうやるか、それがこれらに対してもう一つの規制になります。私の言わんといたしておるところは、不当労働行為の問題が成立するのかしないのか、公務員関係において。しないとするならばやりたいほ

うだいが、そういうことになつてくるなら法律の不備じゃないか、こういうことになつてくるわけなんですね。この点いかがでしょうか。これは林さん、いかがですか。

○林(忠)政府委員 先ほど山本先生の御質問にも、

これに關連すること一部お答えしたのでございま

すけれども、地方公務員法と労働組合法は扱う労働關係が、一方は公務ということでござりますし、は國家公務員法も同様でござりますけれども、公務員法関係には労働組合法のような包括的な不當労働行為の禁止規定がないんじゃないかな、ないということはやりたいほうだいなのか、やりたいほうだいということは法の不備なのか、端的にいつて御質問の趣旨はこうだと思います。しかしそれは組み立て方が違うだけでございまして、また不當労働行為という実定法上の法律用語を公務員法関係で使っておらないというだけでございまして、大体労使間に共通する問題については同じような考え方方に立つております。したがって、たとえばいまの不利益取り扱いの禁止規定ももちろんその趣旨でございますが、そのほかにたとえば労働組合に介入の問題についても、たとえば経理上の援助をしてはいけないとか、その他その介入についてこれを拒否すべき考え方での規定というのが諸所に散在しておりますし、それからさらに、不当介入した場合に職員がそれによつて不利をこうむれば、不利益処分あるいは行政措置の措置要求と

いうようなことで救済手段も設けています。その他全体を通じまして、地方公務員あるいは国家公務員関係でも、管理者のほうが介入するということについては、全体に否定的な体系で法律はできておりますし、いわば労働組合というものがあり、あるいはこちらでいえば職員団体があり、そこに団結権があるものに対し、職制とかその他をもつて介入するということがいけないことは自明の理

由でござりますけれども、その点については、一体どうやるか、それがこれらに對してもう一つの規制になります。私が言わんといたしておるところは、不当労働行為の問題が成立するのかしないのか、公務員関係において。しないとするならばやりたいほ

うだいが、そういうことになつてくるなら法律の不備じゃないか、こういうことになつてくるわけなんですね。この点いかがでしょうか。これは林さん、いかがですか。

○林(忠)政府委員 先ほど山本先生の御質問にも、

これが公務員法なり地方公務員法ができると、公務員法と公務員法なり国家公務員法ではなぜそ

れました、管理者が職員団体に不当介入していか

ただ不利益処分の禁止という条項だけがあるわけ

なんです。ですから、これをいいこと幸いして、

行為がさんざん行なわれておるわけなんです。と

ころが先ほどの山本君の話じやございませんけれども、地方公務員、国家公務員につきましては不當労働行為がさんざん行なわれておるわけなんです。

この点については、いわば労働組合といふものがありますし、それからさらに、不当介入した場合に職員がそれによつて不利をこうむれば、いわば労働組合といふものがありますが、官といふのは悪いことをしないんだ、ただ個

人的には不利益な扱いを受けた場合には、人事委員会へ持つていってそこでひとつ、こういうものだけがあるわけなんです。

ところが今日の日本の全国の情勢、各県の自治体の情勢を見てみると、そうではないに、不當介入から、ありとあらゆる不當労働行為が行なわれておる県もたくさんあるわけなんですね。ところが地労委に提訴して解決しようと思つても、あなたのところは法律的にいいまして権限がございま

たのところは法律的にいいまして権限がございま

せんのや、ただ、先ほど労政局長の話じやございませんけれども、県職員組合の現業の協議会だけ

してもいまおんでもおるわけなんです。しかも先ほど労政局長は、ILOとの関係は公務員にはございません、こう言われましたけれども、やはりILOの公務員部会でこの問題も論議が行なわれておるわけなんです。ですから、労働省としての先ほど言われた見解に間違いがあるのかないのか、私はここではつきりいたしませんけれども、ぜひひとつこの問題については間違いのない見解を早急に明確にしていただきたい、これをひとつお願ひしたいわけなんです。

るわけです。ところが、もう特A、A、B、Cの四段階にまで勤務評定をやって、この男は第二組合所属だ、この男はバッテン組合所属というようなことを職員の名前と一緒に書いて、しかも「説明」のところには、「これまで組合の役員であるとかなんとか書いて、これをしっかりと読んで、第二組合のほうは榮転させてください。第一組合のほうは大学を出ておらうと出ておるまい」と、どうなわけとしてくださいといふような「職員配置替資料書」というのが、滋賀県の各土木事務所で行なわれたわけなんです。

お話の詳細について存じませんので、公務員部長からかわってお答えを申し上げます。

○林(忠)政府委員 お答えいたします。

ただいま先生が御指摘の案件につきまして、実は昨日、この件についての御質問という予定をお漏らしありましたので、至急県のほうに照会をしたわけでございます。できれば詳しい事情を承知した上で御答弁申し上げたいというつもりで照会をいたしましたわけでございますが、その照会をして回答をしてまいりましたところによりますと、この問題の異動調書なるものは、お話しのとおり八日市の土木事務所でつくられたものである。それで、現実につくった者はおそらくそこの庶務課長であろうということはわかりましたのでござりますが、この庶務課長はその調査団の調査日において病氣で休暇をとっている。現に入院中である。それからまた所長はその交渉の直後においてからだを悪くしまして、年次休暇をとつて静養中である。そこで、その両者がおらぬので県当局もどうもはつきりしたことがようわからぬ。そこで調査が可能になり次第、調査した上で詳細に返答する、一応こういう回答でございます。

それから、じゃ一体そういう調書が必要だと上から指示したのかということに関しては人事当局は、人事当局が求めている資料というのは一般的の職員の希望調書、職員がどういうことを望んでいるかという、職員に申告させる希望調書である。もう一つは配置がえが困難であるという職員の調

お話を詳細について存じませんので、公務員部長からかわってお答えを申し上げます。

○林(忠)政府委員 お答えいたします。

ただいま先生が御指摘の案件につきまして、実は昨日、この件についての御質問という予定をお漏らしありましたので、至急県のほうに照会をしたわけでございます。できれば詳しい事情を承知した上で御答弁申し上げたいというつもりで照会をいたしましたが、その照会をして回答をしてまいりましたところによりますと、この問題の異動調書なるものは、お話しのとおり八日市の土木事務所でつくられたものである。それで、現実につくった者はおそらくそこの庶務課長であろうということはわかりましたのでござりますが、この庶務課長はその調査日において病氣で休暇をとっている。現に入院中である。そこで、その両者がおらぬので県当局もどうもはつきりしたことがようわからぬ。そこで調査が可能になり次第、調査した上で詳細に返答する、一応こういう返答でございます。

それから、じゃ一体そういう調書が必要だと上から指示したのかということに関しては人事当局は、人事当局が求めている資料というのは一般的の職員の希望調書、職員がどういうことを望んでいるかという、職員に申告させる希望調書である。もう一つは配置がえが困難であるという職員の調書、この職員はいま動けないのだというその調査。その二つだけであって、いま問題になりましたような様式のことは内心はさっぱり求めておらぬ。それからさらにその点については土木部長も同じように、こういう資料の作成を指令したという事実がないと否定している、何かこういうことなんですが、きのうからきょうにかけての現在の回答でございます。したがって、一體いかなる意図でいかなるものに基づいてその調書ができたのかといふことが現在の段階でどうもさっぱりわからぬというものが、きのうからきょうにかけての現在の回答でございますが、その本人の土木事務所長

ないし庶務課長が出てこないとはつきりわからぬのですが、考えようによつては、第一組合に入つてゐるか第二組合に入つてゐるかと、いうことによつて区別をしなければならぬ何か理由があつたとすれば、これは県当局のほうの推察でござりますが、何かそれぞれの組合から、組合の役員とかあるいは分会役員というのを動かすについてはひとつ相談してくれという申し入れがかなりありますので、適当ではございませんが、とにかくその両組合に、ある人を動かすというようなことについて意見を求める必要があるという場合が予想されるるすれば、いずれこの人は第一組合、この人は第二組合という振り分けをしなければならない必要性が現場にはあるんだ、あるいはそういう必要性かもしれないというような推察の回答があつただけでござります。

そこで、現在の段階では、こういう調書の作成を指示したこともないし、土木部長も指示していないし、まして組合の所属によつて異動のときに違つた取り扱いをするとかという意図はさらさら県はないという返事でござります。現在の調査段階では以上のことおりでござります。

○後藤委員 それで、いまあなたの言われましたように、八日市土木事務所の所長はいま休んでしまつておるわけなんですね。庶務課長も休んでしまつておるわけなんです。これはいつ出てくるやらわかりません。それで職員組合のほうは連日にわかつて土木部長交渉をやつたわけなんです。積極的にこれを調査しようとしたいわけなんです。しかもいまあなたが言わされました、子供だましであるまいし、この人は第二組合、この人は第一組合と全部レッテルをつけねことには何か話すときに都合が悪い、そんな子供だましのことをあなた言いなさんなよ。そんならこの職員の配置がえの資料調書に、一人一人にどうしてこういうものに全部書くのです。しかも第二組合は2と書き、第一組合はペツテンですよ。だめだということですよ。こどもじやあるまいし、そんな子供を説得するようなことを言つてみたつて私は納得しませんがね。

だからこの問題については明らかに、八日市の事務所に行って確認てきて、私のほうから出しておるわけがないんですよ。八日市だけじゃないであります。滋賀県下の各土木事務所がこういう様式で出しておるわけなんです。勤務評定から何かも全部ずっと出ておるわけなんです。だけれども、いまあなたが言われますようにどっちも休んでしまっておりますから、現実の調査というものはできないかもしれませんけれども、それならここで話を一歩進めて、このことをやつておったとしたら一体これはどういう扱いにされますか。どうすべきが妥当であるか。

○林忠(政)府委員 先ほどの振り分けた理由は、私の推察ではございません。県からあるいは推察すればそういうことかもしれない、というようなことを言ってまいりましたのを、そのままお伝えいたしたわけでございます。私がそういうふうに推察いたしたわけではございません。

それからはつきりしておりますのは、県の人事当局では、この人事異動についてこういう資料を出せとは言つてない。むしろ一般職員の希望調書と配置がえ困難な職員の調書だけを出せと言つておる。のことだけははつきりしておるようですがございますので、土木部長の場合はこういう調書作成を指示したということを否定しておるということは、これは否定したという知らせだけではございませんから、土木部長との連日の交渉のいきさつにおいてあるいはこう言つておるのかどうか、その辺は推察ができませんが、いまはつきりしておりますのは、県の人事当局としてはこういうものをお出せということを指示したことばしまでもないし、いまもないし、従来の人事としてはこういうものを資料としてはやってはいけないということを言つております。まあ、これも言つておるだけございますから、あるいはしておるのじやないかという推察があるとすれば別でございますけれども、少なくとも人事当局の現在の話であれば、

○後藤委員 同じことを二回聞きましたけれども、私のほうはもう現実に所長ときちつと照らし合わせまして、間違なくやりましたという確認を握っておるわけなんです。ですから管理者がこういうことをやっておったとした場合には、その管理者を一体どうすべきであると思われますか。けつこうでござりますとそのまま放置しておくのか、一体どうすべきが正しいのか、この点をお伺いしておるわけなんですよ。

○林(忠)政府委員 現実に滋賀県の場合に差別をしていないと私は思うわけでござりますけれども、所属の組合によって異動の点に差別をするといふことがあれば、例の地方公務員法の五十六条でございますか。ある組合に入るとか入らないとか、あるいはその組合に関する活動をしたことによって差別をしてはならないという規定に違反することになるので、そういう人事異動はすべきでない。ただ、滋賀県の場合はそういうことをしていないと言つておりますし、人事当局はそういう資料を求めていないと言つておりますので、そういうことはないと考えておりますけれども、現実に加入組合によって差別をすることはこれはいけないことだと存じます。

○後藤委員 そんなことを私は聞いておるのでなしに、林さん、あなたのほうはまだ十分調査ができておらぬからはつきりしないと言われますぐれども、私のほうはもう現場の土木事務所長のところまで行きまして、こういう調書を出しましたといふことをはつきり確認しておるわけです。それには一人一人この人は第二組合、この人は第一組合ということで全部記号をつけておるわけです。それで説明の欄には、この人は第一組合の職員である、この人は何だからというところでまで説明をつけておるわけなんです。それに基づいて人事異動なり昇任昇格等をやっておるわけなんです。

これは間違いがないわけなんです。あなたのほうは、調査せぬことには間違いがあるかないかわからぬと言われますけれども、それはそれだけ違うですけれども、このことを管理者がやつておった場合には、地方公務員法の第五十六条違反、こういうことで当然その管理者は処分すべきであると私は考えるわけなんです。この点いかがですかということを質問しておるわけなんです。

○林(忠)政府委員 土木事務所において御指摘のような調査資料、御指摘のような異動調書ができるということは、これは滋賀県の当局も認めておるわけでございます。ですから、できたことは間違いないと存じます。ただ、それが一体どこまで上がったのか。土木部長は指示していないと言いますし、まして人事当局はそういうことは指示した覚えもないし、いままでの異動でも使ってないと申しておりますから、私はその問題の調書がどういう目的で、何のために、だれがつくったかさっぱりわからないということを申し上げておつたわけでございます。この滋賀県に関しては私はたわけございます。この滋賀県にも、御指摘の間違いないと考えておりますけれども、御指摘のように、もしそういう資料がつくられて、しかもそれが現実に異動に使われて差別をされたということであれば、これは組合活動による差別取り扱い禁止に触れるであろう、したがって責任ある者はかかるべき責任をとることになるであろう、こう考えるわけでございます。

○後藤委員 それでいま、公務員部長ですか、そういうことは滋賀県ではやつておらぬ、こう言わされましたけれども、やつておらぬのなら私は問題にする気持ちはないわけなんです。しかも簡単に人に、人に聞いたからといって私はやつておるわけじゃないのです。確固たる間違いのない資料が提出された資料に間違いございませんか、照らし合わせましょと黙つて照らし合わせましたところが、寸分違わぬのですから、その寸分違わないところの資料に基づいて、その資料を見ます

と、一人一人、第一組合が第二組合が全部氏名のところに記入をして、しかも先ほど申し上げましたように、説明という欄には、この人は第一組合の何である、この人は何だということが全部書いてあるわけなんです。しかも勤務評定のところを見ましても、それは第一組合の人でも中には特Aという人もありますけれども、大体がよからぬ方向への勤務評定が行なわれておるわけです。しかもその勤務評定というのが、県知事と労働組合との間で、勤務評定はやりませんということがもう七、八年も前に約束されておりながら、勤務評定が堂々と行なわれておるということで、いま滋賀県の県庁に参りますと各職員が、そんなことをやつておるのか、おれらをばかにしておるというようなことで、土木部長交渉でもやると、第一組合であろうと第二組合ではなしに、第三者といふ立場に立つて考えるときに、「職員配置替資料調書」の中にですよ、配置がえによって昇任とか昇格も行なわれるわけでございますけれども、なぜ一人一人に、この人は第二だ、この人は第一だというようなレッテルを張らなければいけないんだ。さらにまた、この「説明」の欄には、この人はどうだこうだというところまで一体なぜ記入しなければいけないんだ。ということは、土木所長がこの調書に基づいて土木部長のところへ出して、土木部長は一人一人の人間を見て、ああこの人は第二か、これは第一か、第二はけつこうだが第一はバッテンだと、こういう気持ちで人事の操作を行なう、そのための資料がこれである。そうすると、地方公務員法の第五十六条にこれは明らかに違反である。これが現実に行なわれたとするのならば、その管理者は処分すべきであるといふうに私は考えるわけでございますので、この点、時間がございませんけれども、政務次官、最終的に、このことが現実に行なわれたとした場合

にこの管理者は一体どう扱うべきであるか、どう処分すべきであるか、この点の御意見を承りたいと思ひます。

○小山政府委員 その調書の中に、何の必要性があつて第一組合あるいは第二組合というものをしるしたかは私どもつまびらかに存じませんが、いずれにいたしましても、所属する組合によつて人事に差別を与えるというようなことは断じてあつてはならないことだというふうに私ども理解いたしております。したがつて、その調書がそういう差別の材料になつたとは私ども思わないわけでございますが、もしそのような事実があるとすれば、私ども十分調査をして、その事実に基ついて考えを新たにしなければならぬというふうに思つております。

○後藤委員 それなら政務次官、これでやめようと思ひましたけれども、あなたの言い方がちいさといまいなところがありますからね。差別したとは思われぬと言われますけれども、差別する気持のないものがなぜ、この、公文書であるうと思ひますが、調書に第一組合、第二組合ということを記入するんですか。第一であろうと第二であろうと差別をしない、きれいな、公平な立場でやるというならば、一人一人に何もレッテルを張る必要がないでしようが。それをやる意図のもとにこれは一人一人に第二組合、第一組合のレッテルを張つてあるわけなんだ。しかも御丁寧に、説明欄でまたいろいろ書いてあるわけだ。それに基づいて人事の操配が行なわれておるわけなんです。それは、先ほどの公務員部長じやありませんけれども、土木部長に聞いたつてだれに聞いたつて、ええ私はそれをやりましたなんというあほうな返答する者はおらぬのはあたりまえなことなんです。やつてもやらぬと言うのですから。ですかね、われわれのほうはやらつぱなしになるわけなんです。今回はからずもこういう資料が手に入りましたので、これは冒頭言いましたように、八日市の土木事務所だけではなくて、滋賀県下の各土木事務所で全部やった形跡が十分あるわけな

んですが、どこからこういうものを作出せといったかというと、土木部の監理課から出しておるわけなんです。よそも全部土木部のほうから出しておるわけなんです。それに全部一人一人のレッテルが張つてあるわけなんです。それであなたの言い

が張つてあるわけなんです。それであなたの言い

ますのは、レッテルが張つてありますけれども差別扱いしたかしないかわかりませんという、こう

いうものの言い方もあるかもわかりませんけれども、大体、調書にこういうことを記入するという

のは、私は初めて聞いたんです。国鉄であろうと

全通であろうと、どこでありますようと、マル生

問題で国鉄が問題になりましたけれども、あのマル生問題の国鉄でさえもこんなことはしませんで

したよ。一人一人に第二、第一、全部レッテルを

張るわけなんだ。こんな公然たる資料を出してお

きながら差別扱いはしませんでした、では、これ

は通らぬです、差別扱いするためにはこういう資料

がつくつてあるわけなんですから。ですから私

は、こういうことをやつておる管理者に対しまし

ては、地方公務員法にこれははつきり抵触するん

でですから、これは管理者として不適格である。十

分あなたのほうもこれを調査をしていただいて、

これを現実にやつたということならこれを処分す

べきである。次官の言われるよう、考え方を新

たにせにやいかぬということはどういうことを意味するのかわかりませんけれども、私は別に必ずしも処分せいいということは言つておりませんけれども、これが現実であるとするのなら当然処分すべき問題ではないでしょうかかということをお尋ねしておるわけなんです。それはそのとおりでござります。いかがですか。

○小山政府委員 その内容によつて処分の方法は違つてはいけない。しかも私どもが処分するわけ

でなくして、県の知事が行なうわけでござりますか。

○後藤委員 あなたがどういう処分をするということは申

しにくいわけでござります。

○後藤委員 私も、別にどういう処分をしてくれ

といふようなことを言つておるわけじやございま

せんけれども、次官のおっしゃるよう、内容によつて処分も変わつくるといふことは、これ

は、現美にそういう扱いをされておつたとするな

らば地方公務員法の第五十六条に違反するので当然処分を行なうべきである。ただしその処分の内

容についてはこれは県当局のほうでやるんですけどお尋ねをしたいのは、この四十六年の四月以前においては、こういうような事実について労働省は知らなかつたのかどうかということを承りたいと思ひます。

○増岡委員長代理 次に、古寺宏君。

○古寺委員 昭和四十六年の四月二十八日に、大分の保健所長から大分労働基準局長に通知があつて、日本鉄業の佐賀開製鍊所の労働衛生調査が行なわれております。この中間報告にはその結果が一応載つてはいるわけでございますが、そこまでお尋ねをしたいのは、この四十六年の四月以前においては、こういうような事実について労働省は知らなかつたのかどうかということを承りたいと思ひます。

○渡邊(健)政府委員 大分県の佐賀開製鍊所の問題につきましては、昨年の四月、大分保健所から製鍊所の退職者に非常にガンに罹病する方が多い、職業病の疑いがあるという通報を受けますま

で、特に退職者等でございましたために、基準監督署では退職者の中に特に発ガンした者が多いため、いつも退職者等でございましたために、基準監

いうような状況は把握していかなかつたわけでござ

おります。

○後藤委員 あなたの言わることは、書面だけなしに現行犯をつかまえなければいかぬ、現実にその差別扱いをしたとしたという確証がないことに

は、ということだろうと思うのですが、それじゃ現実に間違いくらい差別扱いをしたということがはつきりした場合にはどうされますか。

○小山政府委員 假定の問題については的確にお

答えすることもどうかと思ひますが、しかし、原則として差別をしてはならないと法で規定があるわけでござりますから、差別をするということは私は断じていけないことだというふうに理解しております。

○後藤委員 差別してはいけないということだとおっしゃるんですが、だから、いけないことをやつたこの管理者に対してはどう处置されますか。どう処分されますかということをお尋ねしておるんですよ。

○小山政府委員 その内容によつて処分の方法は違つてはいけない。しかも私どもが処分するわけ

でなくして、県の知事が行なうわけでござりますか。

○後藤委員 まだ一口言わなかぬと思うのですがけれども、県のほうから相談があつた場合にはどういふふうに考へておられます。

○後藤委員 また一口言わなかぬと思うのですが、どういふふうに考へておられます。

○小山政府委員 御趣旨のように、県当局からそ

ういう相談でもござりますれば、私ども努力をいたしたいといふふうに考へておられます。

○後藤委員 まだ一口言わなかぬと思うのですがけれども、県のほうから相談があつた場合にはどういふふうに考へておられます。

○増岡委員長代理 次に、古寺宏君。

○古寺委員 昭和四十六年の四月二十八日に、大分の保健所長から大分労働基準局長に通知があつて、日本鉄業の佐賀開製鍊所の労働衛生調査が行なわれております。この中間報告にはその結果が一応載つてはいるわけでございますが、そこまでお尋ねをしたいのは、この四十六年の四月以前においては、こういうような事実について労働省は知らなかつたのかどうかということを承りたいと思ひます。

○渡邊(健)政府委員 大分県の佐賀開製鍊所の問題につきましては、昨年の四月、大分保健所から製鍊所の退職者に非常にガンに罹病する方が多い、職業病の疑いがあるという通報を受けますま

で、特に退職者等でございましたために、基準監督署では退職者の中に特に発ガンした者が多いため、いつも退職者等でございましたために、基準監

いうような状況は把握していかなかつたわけでござ

○古寺委員 把握していないというのは、どういいます。

○渡邊(健)政府委員 ただいまも申し上げましたように、退職後の発病でございますために、特に職業病ではないかといふ本人からの請求もなかつたために、どの程度そういう方がおられるかといふようなことはわからなかつたわけでございました。

○古寺委員 そういたしますと、毎年定期的に健康診断等もおやりになつてゐると思うわけでございますが、そういう時点においては全然そういう事実はわからなかつたわけでござりますか。

○渡邊(健)政府委員 在職者に対する健康診断等の健康管理をいたしておりますけれども、その過程では特にそういう現象はあらわれておりますませんでした。

○古寺委員 この大分の保健所長からこういう指摘を受けてから、労働省はどういうような措置をしたか、その経過を御説明願いたいと思います。

○渡邊(健)政府委員 大分保健所長から大分基準局に対してそういう通報がございましたので、労働省ではそういう事態を重視いたしまして、専門家六人からなる調査団を編成いたしまして、さつそく実態の調査に当たつていただいたわけでござります。その結果、昨年の十一月一日に中間報告をいたしましたので、その報告書において指摘されておりました退職した労働者の追跡調査、それから把握できた労働者に対する胸部エックス線写真直接撮影等の健康診断の実施等を、大分基準局を通じまして同製練所に指導するよう指示いたしまして、現在同製練所においてこれらの措置を実施している最中でござります。

○古寺委員 何名の方の健康診断をやつたわけですか。

○渡邊(健)政府委員 健康診断は、これまで同製練所に勤務されました方々のうち、生存者千八百六十人のうち製練関係に従事しておられた五百五人につきまして、現在同製練所においてこれらの措置を実施しておられます。

○古寺委員 人につきまして健康診断をただいま実施しております。

ところでございます。

なおそのほか、死亡されました五百四人につきまして死亡原因等について現在照会中でござります。

○古寺委員 そうしますと、この中間報告でいきまして、すでに退職をして現在生存していらっしゃる方々については、まだ健康診断が行なわれていなければなりません。これはどうなつておりますか。

○渡邊(健)政府委員 それらの方々に対しまして現在健康診断を実施している最中であります。

○古寺委員 それではいつから、どういうような方法で、どこで健康診断を実施していらっしゃるか、御答弁願います。

○渡邊(健)政府委員 健康診断につきましては、同製練所にそれらの方々の胸部エックス線写真をとらせまして、それを労働省のほうに御提出願つて検討いたしておるところでござります。

○古寺委員 ですから、現在従事している方々の健康診断をやりになつてゐるのであって、退職した生存者についてはまだおやりになつていません。そうですね。

○渡邊(健)政府委員 いま五百五人について健康診断を実施していると申しますのは、それは退職者でございます。退職者のうち生存しておられる一千八百六十人のうちから、製練関係に従事しておられた五百五人、これは退職者でございます。退職された方々について、現在そうしたエックス線写真等で撮影して、それによります健康診断を行なつておる最中でございます。

○古寺委員 そういういたしますと、その時日と、それから場所、どこでどういう医療施設で行なつておるか、お伺いします。

○北川(俊)政府委員 まことに生き残った五百四人の生存者につきましては、住所以の確認をいたしまして、住戸が佐賀県内に在住しております者は、日鉄の佐賀関の病院でフィルムをとつております。

す。それ以外の者につきましても、事業所を通じまして公的病院、たとえば県立病院等でエックス線写真をとらせまして、それを会社を通じて本

でございますが、それがいかはまた調査をして御報告させていただきます。

○古寺委員 その五百四人の中で、ガンという病名で死亡していらっしゃる方は何名ござりますか。

○北川(俊)政府委員 現在まで健康診断を受診いたしたことで報告をいたいておりますのが三百二十名でございますが、その内訳につきましてはまだ把握をいたしておりませんので、今後調査をいたしまして、御報告をいたしたいと思います。

○古寺委員 いま五百五人について健康診断を実施していると申しますのは、それは退職者でござります。対象者といいますのは、佐賀関製練所で把握ができました。すなわち会社で把握をした限りの従業員全員、総数、現在まで、一番最近の数までの二千九百七十四名のうちの五百四名でございますので、把握できる限りの中の死亡者数、こういうふうにお考えいただきたいと思います。

○古寺委員 ですから、それはいつからですか。一番古い死亡した年月日はいつでございますか。

○北川(俊)政府委員 いまの対象労働者の一番古い方がいつごろとめておられたかは、ここでもだつかんでおりませんが、少なくとも会社で把握できる一番古いものまでさかのぼつておるという

点がいつで、一番新しい時点は——まあ一番最近でございますが、それがいかはまた調査をして現

てござりますが、それがいかはまた調査をして現

てございません。ただ、全体についてまだ確答、御返事をいたいておりませんので、あとどのくらい把握できるか、まだわかりません。

○古寺委員 それでは、この中間報告に出てまいりません。ただ、全体についてまだ確答、御返事をいたいておりませんので、あとどのくらい把握できるか、まだわかりません。

○古寺委員 それでは、この後どういうような補償をされたか承りたいと思います。

○渡邊(健)政府委員 二十七名の方々のうち十七名の方につきましては作業環境、職歴、病歴等の調査の結果、労災保険適用労働者であることが判明いたしましたので、これは多量の砒素を含む粉じん等を吸収したことが肺腫瘍の発生との間に関連があるものと認めまして、業務上の疾病といったとして労災保険より所要の保険給付を行なつたところでございます。なお、労災保険法施行前に退職されました他の八名の方につきましては、これは現行労災保険法の適用がございませんので、事業主であります日本鉄業株式会社に申しまして、その会社のほうから遺族に対しまして相当額の特別見舞い金が支給されたわけでございます。

○古寺委員 残りの二名につきましては、これは船員法の適用を受ける船員でございまして、これは労働省の所管ではございませんので、関係機関にその旨を通じてお知りたしております。

○古寺委員 昭和三十二年十月以降に製練所に勤務している以上は、労災の適用は全員が受けられるわけじやないですか。

○渡邊(健)政府委員 これは当事業所に勤務した

ことのある労働者のうち、三十二年十月以降に肺腫瘍によつて死亡しておることを把握したもの、こういう意味でございまして、死亡いたしましたのは三十二年十月以降でございますが、そのうち八名は勤務は労災保険法の適用前に勤務してすでに退職をしておられる方々であったわけでござります。

○古寺委員 どうもこれを見ますと、三十二年以降に勤務した人というふうにとられるわけでござりますがね。そこで、その労災適用の方は、補償の内容はどういうふうになつておりますか。

○渡邊(健)政府委員 労災保険法に規定するところに従いまして、遺族補償、葬祭料等、すべて給付をいたしております。

○古寺委員 大体平均どのくらいでございましょうか。

○渡邊(健)政府委員 平均いたしますと、遺族補償は現在は年金でございますが、年額二十七万でございます。

○古寺委員 調査いたしました結果では、肺腫瘍以外の肝臓ガン等で死亡された方はなかつたそうでございます。

○古寺委員 そういたしますと、これは徳島大学教授の鈴木先生がいろいろ調査をした結果が出ておりますが、その中には肝臓ガンが非常に多いわけです。この製錬所だけ肝臓ガンの方がいいといふことはちょっとと考えられないと思うのですが、どういうわけなんでしょう。

○渡邊(健)政府委員 鈴木先生の御発表等、新聞等では承知いたしておりますが、それ以上詳しく御発表の内容をまだ把握いたしておりませんので、その辺どういうふうに理解していいか、ちょっとそれをよく調べました上で検討してみたいと考えております。

○古寺委員 それではもう一回振り出しに戻りますが、このいわゆる労働衛生調査団というものは、一番最初に肺ガンの発生の実態とその原因を追及するためいろいろな調査を行なつた、こういうふうにきちっと報告しているわけでございます。

○渡邊(健)政府委員 おられますけれども申上げましたところは全然出てこないわけです。そういう調査をしないで一人もいかなかつたという、そういうことはいかぬと思うのですがね。これはどういうところではいかぬと思うのですがね。これはどういうわけでございますか。

○渡邊(健)政府委員 保健所からの通報が、肺ガンの発生が非常に多い、それで職業病の疑いがあるという通報がございましたので、それを中心に調査をしたわけでございます。

○古寺委員 保健所の通報があつて初めて、あわてて調査団を委嘱をして調査をしておる。しかも、その調査の内容というものが肺ガンを対象にした調査なんですね。したがいまして、他の肝臓ガンなりいろいろなガンというものは当然考えられる。そういう調査については全然やつていなわけですよ。そういう調査をしないで、そういう人は一人もいませんでしたというような答弁では困ると思うんです。今後そういうような他のガンについても調査を行なうのかどうか、その点を承りたいと思います。

○渡邊(健)政府委員 その中間報告にもございましたので、先ほど申し上げましたとおり、すでに死亡した人五百四名について、現在死亡原因等を照会し調べておるところでございます。

○古寺委員 そういたしますと、この報告書でいつでもいいのですが、鈴木教授の報告によりますと、四十年から四十六年までの七年間に佐賀閑の町でなくなられた一千二百七十七人の死因について調べたところが、ガンで死亡された方が二百四十五人もいらっしゃる。その中で男子の肺ガンによる死亡率は全国値の二・六倍、胆路・肝臓ガンは全国値の二・二から二・四倍の死亡率である。また、男子の皮膚ガンは三・四倍、泌尿器のガンは二・七倍から二・九倍と、異常に高い死亡率である。こういうふうに報告がなされております。さらだ、胆路・肝臓ガンの方は四十三人死亡者がいらっしゃる。こういうふうに、この町の中におけるガンの発生率が非常に高いわけです。

○古寺委員 それでは、調査団の報告でもつて肝臓ガンとかあるいは子宮ガンとか胃ガンとか、そ

ういうような他のガンについての報告は一体どこに記載されているのですか。

○渡邊(健)政府委員 三十二年以降死亡された方につきましてはございませんでしたので、調査報告には書いてないわけでございます。

○古寺委員 そういうものが報告書がないからといって、否定するわけにはいかぬじやないです。そういう報告がこの報告書にない。調査団のほうは肺ガンの発生の実態とその原因を追及するために調査をやつているわけです。ですから労働省が考えているのと調査団が行なつた調査とは、全然違うわけでしよう。

○渡邊(健)政府委員 調査団の報告によりますと、三十二年十月以降死亡した人について調査したところでは、二十七名の肺腫瘍による死亡者があったということ、それ以外のガンによる死亡者はなあつたということで、それ以外のガンによる死亡者ということはなかつたわけですが、御説のような、それ以外の死亡者がそれ以前の死亡した人たちの中にもなかつたかという点は問題でございますので、先ほど申し上げましたとおり、すでに死亡した人五百四名について、現在死亡原因等を照会し調べておるところでございます。

○古寺委員 そういたしますと、この報告書でいつでもいいのですが、鈴木教授の報告によりますと、四十年から四十六年までの七年間に佐賀閑の町でなくなられた一千二百七十七人の死因について調べたところが、ガンで死亡された方が二百四十五人もいらっしゃる。その中で男子の肺ガンによる死亡率は全国値の二・六倍、胆路・肝臓ガンは全国値の二・二から二・四倍の死亡率である。また、男子の皮膚ガンは三・四倍、泌尿器のガンは二・七倍から二・九倍と、異常に高い死亡率である。こういうふうに報告がなされております。さらだ、胆路・肝臓ガンの方は四十三人死亡者がいらっしゃる。こういうふうに、この町の中におけるガンの発生率が非常に高いわけです。

○古寺委員 ところが、いまのお話によりますと、製錬所に從事した人にはそういう人が一人もいらつしやらない、全部肺ガンである。そうしますと、この佐賀閑町の方々の、肺ガンをはじめとするいろいろなガンの原因是、何にあるとお考えですか。

○渡邊(健)政府委員 先ほども申し上げましたとおり、鈴木先生の御発表等まだ十分に検討いたしておりませんので、鈴木先生の御発表等十分検討させていただきますとともに、現在死亡原因等を調査いたしております五百四名の方々の状況等もために調査を行なわれておるわけです。ですから労働省が考えているのと調査団が行なつた調査とは、十分今後検討してみたいと考えます。

○古寺委員 そうしますと、退職されてからの生存者の方々、それから、死亡されました五百四名の方々の調査というものは、現在、この中間報告を出された調査団によって行なわれているのかどうか、それを承りたいと思います。

○渡邊(健)政府委員 それは労働省の本省でやっております。

○古寺委員 そうしますと、退職されてからの生存者の方々、それから、死亡されました五百四名の方々の調査というものは、現在、この中間報告を出された調査団によって行なわれているのかどうか、それを承りたいと思います。

○古寺委員 それはいつごろまでに結果がわかるわけでございますか。

○渡邊(健)政府委員 地元ばかりでなくて各地に分散しておられる方もございまして、そういう方に照会をいろいろやつておりますので、まだしばらく最終結果が出るまでにはかかるのではないかと想ひます。

○古寺委員 それはいつごろまでに結果がわかるわけでございますか。

○古寺委員 五月からは、調査団を委嘱してやっておりますね。その後はなぜ調査団を委嘱しないわけですか。労働省だけによろしいわけでござりますか。

○古寺委員 五月からは、調査団を委嘱してやっておりますね。その後はなぜ調査団を委嘱しないわけですか。労働省だけによろしいわけでござりますか。

○北川(機)政府委員 調査団につきましては、昨年十一月に中間的報告をいただきまして、その後さらに、三十二年以前の退職者の問題あるいは疫学的な調査等につきましては、継続的に調査団で御検討をいただいておるわけでございまして、まだ調査団を解散あるいは終了したということではございません。ただ、いま映画中のものにつきましては、時期的に逐次まいりますので、便宜本省で、医師である監督官が読影をいたしておりますけれども、その結果が取りまとめられましたとこ

ろで、また調査団の先生方の御意見を拝聴する、こういうことを考えております。

○古寺委員 厚生省にお尋ねしますが、厚生省はこの住民検診等についてはおやりになつておりますか。

○黒木説明員 お答え申し上げます。

このガンの問題につきましては、御承知のとおり、国立がんセンターを中心いたしまして、いろいろ体系统的整備をやつておるわけでございますが、そのほかにも、いまの御指摘のように、成人病対策の一環といたしまして、特に検診車による検診をやつておるわけでございます。それにつきまして、検診方法等の問題がございますので、胃ガン及び子宮ガンを中心にして各都道府県あるいは民間団体を通じまして実施いたしております状況でございます。

○古寺委員 この佐賀閑町において、特に重点的にガンについての住民の健康診断はおやりになりましたであります。

○黒木説明員 この件につきましては、発見の端緒が保健所でございますが、保健所の関係といったしまして、死亡数その他から見まして、特に問題意識を持って、この保健所自体もいろいろ調査しましたようございます。この点につきまして、地域の問題でございますので、よく府県のほうが中心になって実施いたしたわけでございます。

○古寺委員 それじゃ、その県がやつた調査結果は、対象人員が何名で、異状の発見者何名あったか御報告してください。

○黒木説明員 この調査につきましては、死亡数をもとにいたしておりますので、一般検診といつたかうで実施は計画的にはしてないと思ひます。

○古寺委員 厚生省は、なくなつた人のデータだけを労働省のほうに報告をして、従業員の健診診断は労働省にやらしておりながら、一番大事な一般住民については全然——重点的な住民の検診をおやりにならないというのはどういうわけなんですか。

○黒木説明員 特に、佐賀閑町のことではございませんが、この点につきまして、主として保健所で問題意識を持ちましたのは、肺ガンによる死亡率で

あつたわけでございます。そういう状況でございまして、この間にいろいろ、集団検診による実施状況とか、いろいろな技術上の今後開発すべき問題がいろいろございまして、こういふ面もいろいろがんセンターその他において研究いたしておりますが、いまのところ、その関係といたしましては、いわば核検診が相当行きわたつておるわけでございまして、その間に発見するという場合もあるわけでございますが、そういう点で、現在のところ、先ほど申し上げましたように、胃ガンあるいは子宮ガンといったものを中心にして実施いたしておるわけでございます。

○古寺委員 ですから、その検診をやつた結果でございますね。結核の検診は、レントゲン写真等をおとりになるでしよう。だけれども、実際に受診している人の数というのは非常に少ないわけですね。あるいは一般の住民検診にいたしましても、ガンを対象にした検診というものは、おそらくこの佐賀閑町では十二分に行なわれていないと思うわけです。しかし、実際に厚生省が行なつた結果、何名の人を対象にしてどれだけの結果が出たかということがもしかりになつておるならば、いまここで御報告願いたいわけです。

○黒木説明員 現在、県に対しまして照会中でございまして、現在のところ、具体的な数字を、申しあげございませんが、持ち合わせしております。

○古寺委員 探環境庁いらっしゃいますか。——環境庁は、この佐賀閑の住民の問題あるいは環境汚染の問題について、調査をしたことがあるかどうか、承りたいと思います。

○船後政府委員 お答え申し上げます。

環境庁といつしまして、特に佐賀閑近辺につきまして健康調査をいたしたことはございません。なお、大気と水質につきましては、県におきまして、佐賀閑付近におきましてそれぞれ、硫黄酸

化物あるいは水質の状況等の調査がございます。

○古寺委員 いや、私がお尋ねしているのは、労働省がこういうふうに、調査団を嘱託してまで肺ガンの問題を調査をしたわけでございます。したがいまして、この間にいろいろ、集団検診による実施がいまして、当然、いろいろな環境の問題その他についても、環境庁としても十分なる調査をしなければ、一般住民のガンの問題というものは解決がつかぬわけですね。そういう点について環境庁はどういうような考え方を持っているわけでございましたか。

○船後政府委員 佐賀閑の問題は、当初、大分の保健所におきまして、特に従業員を中心として肺ガンの発生が多いということから、労働省を中心とする調査が始まつたわけでございますが、先般、徳島大学の鈴木教授が近く発表されます、学会における報告内容が新聞に報道がございましたて、私どもさっそく県を通じまして、まず先生の資料入手いたしたい、このようにお願ひ申したところ、学会の発表が済んでからということです。ざいますので、至急に鈴木先生の御研究の結果といふものを参考にしながら、今後、佐賀閑周辺につきまして、ガンの死亡の問題を中心に健康調査をするかどうかという問題を検討いたしたい、かように考えております。

○古寺委員 そうしますと、鈴木先生のいわゆる調査結果が発表にならぬちは、環境庁としては、いろいろな環境の調査その他はおやりにならない、こういうふうに理解してよろしいのですか。

○船後政府委員 先ほども申しましたとおり、昨年大分の保健所が指摘いたしましたのは、佐賀閑の従業員の方々を中心とした問題でございまして、これが住民にどの程度影響があるかというにつきまして、先般、鈴木先生の御研究があつたわけでございますから、その鈴木先生の御研究の内容を十分拝見いたしました上で、今後どのように対応するかといふ点の判断をいたしたい、かよう考えておるわけでございました。

○古寺委員 そういうことは逆じゃないですか。

鈴木先生よりも先に厚生省なり環境庁が当然、その住民の人命尊重の立場から住民検診をやらなければいけないのであって、鈴木先生がおやりになつて、その結果が出たら何とかしましよう、こいつは、労働省のほうから、こういう問題があるとういうような体制では、公害の問題は解決つかぬではないですか。おかしいんじゃないですか。労働省は保健所のほうから、こういう問題があるといつて指摘されないうちは調査しない。環境庁のほうは、どこかの大学の先生が環境調査をして、その結果がわからぬいうちは動かない、こういうことでは労働者ももちろん、労働安全衛生ももちろんのこと、公害ももちろん解決がつかないのじゃないですか。もう一回環境庁御答弁ください。

○船後政府委員 ますお断わり申し上げたいことは、私ども佐賀閑近辺につきまして、一般住民を対象としたガンの関係の調査をやらないと申しておるわけではないでございまして、鈴木先生の非常に貴重なる御研究があるわけでございますから、それをすみやかにお聞きしました上で、どのような手順でやっていくかということを検討いたします。こう申し上げておるわけでございます。

なお、いままで環境庁は中の問題だけで外のことは、それをお聞きしました上で、どのように関心が向かなかつたのではないかという御指摘でございますが、私どもとしましては、昨年大分の保健所におきまして肺ガンの疫学調査をしておりますが、その際も、職業歴について特に有意の差が出てきたということから、対象を従業員にしぼっておるという調査になつたわけでございまして、当時、大分保健所の見解によれば、やはり問題点はそういう職業病ではないか、こういうことでございましたので、労働省のほうの御調査にゆだねたということでございます。

○古寺委員 通産省いらっしゃいますか。——現在の企業の設備内容からいって、砒素の公害あるいは砒素の職業病の心配というものはないようになります。

○夢沼説明員 お答えいたします。

佐賀関製錬所におきましては、主として銅、鉛、フェロニッケル、硫酸、こういうものを生産いたしております。ただいま先生お尋ねの砒素につきましては、まず、ここで現在検査をしております内容は、硫黄酸化物、ばいじん濃度、カドミウム濃度でございまして、これはいずれも排出基準を下回つておるわけでございます。ただ砒素につきましては、排出基準あるいは環境基準がございませんのでございませんが、先般来問題になりました以後、四十七年の三月六日から十一日に至りまして、広域の精密検査をいたしまして現在その分析中でございます。

○古寺委員 現在の設備でもって、公害やあるいは職業病の心配はないかどうかということをお尋ねしているわけです。その企業に対しても改善の計画があるのか、どういうようないままで欠陥があつたのか、そういう点について御説明願いたいと思います。

○夢沼説明員 お答えいたします。

現在の鉱山の公害問題についての測定の基準でござりますが、煙に関しましては鉱煙の排出基準がございまして、この基準に従いまして検査をいたしておるわけでございます。いま申し上げましたように、検査の内容は硫黄、ばいじん、カドミといふものを検査いたしておりまして、その内容が基準の中に十分合格しているということで、この排出基準というものに合格している範囲においてはこの公害防止設備がよろしいというように判断しております。

〔増岡委員長代理退席、向山委員長代理着席〕

○古寺委員 そいたしますと、今後改善をする必要は全くない、こういうふうに受け取つてよろしくございますか。

○夢沼説明員 現在の設備でございますが、いま申し上げましたように、砒素につきましては基準がございませんので調査をいたしておりません。

ただし、現在調査中でございますが、この結果、砒素といふものの環境その他の問題がもし出でます。

いましたときに、それに対しまして排出が合うかどうか、もしそれが合わなければ改善をする必要があるかと思います。

○古寺委員 これはいま大臣もいらっしゃらないのであれば今後改善をするのだ、こういうふうに通産省はおっしゃっている。労働省は一体どういうふうにお考えでしよう。

○渡邊(健)政府委員 調査団の中間報告におきましても、現在の作業環境、健康調査の結果に関する限り、健康状況については、胸部及び皮膚にガンまたは前ガン症状を認められる者もなく、かつ環境調査の結果においても現行の許容濃度を大幅に下回つておるとはいつておりますけれども、その調査の中でも、一部副産工場等に従事する労働者に尿中砒素量が多い方などもあるわけでござります。これは砒素中毒を起こすようなものではございませんけれども、そういう状況も認められますが、さらに労働省といたしましては、従業員の砒素への曝露を防止するため、労働環境の改善、清潔の保持、健康診断の促進等をはかりましたように、検査の内容は硫黄、ばいじん、カドミといふものを検査いたしております。その内容が基準の中に十分合格しているということで、この排出基準というものに合格している範囲においてはこの公害防止設備がよろしいというように判断しております。

○渡邊(健)政府委員 調査団の中間報告におきましても、現在の作業環境、健康調査の結果に関する限り、健康状況については、胸部及び皮膚にガンまたは前ガン症状を認められる者もなく、かつ環境調査の結果においても現行の許容濃度を大幅に下回つておるとはいつておりますけれども、その調査の中でも、一部副産工場等に従事する労働者に尿中砒素量が多い方などもあるわけでござります。

○古寺委員 通産省は全然聞いておらぬのですか。

○夢沼説明員 そのような施設の改善については十分承知をいたしております。

○古寺委員 知つておるならば、その改善をしたことをお尋ねしたいわけだつたわけでございませんが、労働省のほうからいまお話をございましたので、今後も十分にそういう危険のある施設については、その改善計画にのつとつて一日も早く改善をしていただきたい、こういうように思うわけでござります。

○夢沼説明員 次に、現在まだ判明しておません五百四名の死亡された方々について、今後砒素によるガンによつて死亡されたという事実が判明した場合に補償してあげるわけでござりますね。その点はいかがでござりますか。

○渡邊(健)政府委員 なくなられた方が、業務上の疾病によってなくなられたということが調査の結果判明いたしますれば、労災保険法適用以後になくなられた方々につきましては、当然労災保険法によつて補償をいたしますし、もし労災保険法の適用前になくなられた方がおられますれば、さきに二十七名中、労災法適用以前になくなられた方に対しても、会社側から別途の特別見舞い金を支給をいたしました。

○古寺委員 従業員の方々にはそういうような労災の補償もござりますけれども、それ以外の一般

のですか。

○渡邊(健)政府委員 労働省といたしましては、先ほど申しましたように、副産工場に従事する労働者の中に尿中砒素量が多い者がいるということについて指導をいたしておつたわけでございまして、それに基づきまして会社が先ほど申しました

ようないろいろな設備の改善を実施したわけでござります。

○古寺委員 通産省は全然聞いておらぬのですか。

○夢沼説明員 そのような施設の改善については十分承知をいたしております。

○古寺委員 知つておるならば、その改善をしたことをお尋ねしたいわけだつたわけでございませんが、労働省のほうからいまお話をございましたので、今後も十分にそういう危険のある施設については、その改善計画にのつとつて一日も早く改善をしていただきたい、こういうように思つておられます。

○夢沼説明員 次に、現在まだ判明しておません五百四名の死亡された方々について、今後砒素によるガンによつて死亡されたという事実が判明した場合に補償してあげるわけでござりますね。その点はいかがでござりますか。

○渡邊(健)政府委員 なくなられた方が、業務上の疾病によってなくなられたということが調査の結果判明いたしますれば、労災保険法適用以後になくなられた方々につきましては、当然労災保険

法によつて補償をいたしますし、もし労災保険法の適用前になくなられた方がおられますれば、さ

きまして県と協議いたしておるところでございま

す。県において実施するとなれば、当然環境庁もこれに対しまして必要な指導を行なうわけでござります。

○古寺委員 いままでいろいろ佐賀関製錬所の問

題についてお尋ねをしてまいつたわけでございま

すが、不幸にして犠牲になられた方々がたくさん

になつて、不幸にしてなくなられた、こういう

ような事実が判明した場合には、これは当然企業が責任を負うべき問題であると考えるわけです

が、この点についてはどういうふうにお考えで

しゃうか。環境庁に伺います。

○船後政府委員 付近の住民の方の発ガンが、企

業活動によることがはつきりと判明いたします

れば、企業が当然賠償すべきもの、かのように心得て

おります。

○古寺委員 そういうような因果関係について

は、だれがこれを調査してあげるわけでございま

すか。

○船後政府委員 問題は付近の住民の方のガンが

いずれの原因によつて起こったかという問題でございまして、この点につきましては、先ほど来申

すことありますように、すでに行なった労働省

の調査、また鈴木先生の研究結果、これらを一応

判断いたしました上で、必要とあらば大分県にお

いて調査をする、そういうことによつて、付近の

住民の影響が何に起因するものであるかといふこ

とを行政的にきわめてまいりたい、かように考え

ております。

○古寺委員 労働省は調査団を派遣したわけでござりますから、環境庁としても、当然大分県と連絡をとりまして調査団を一日も早く編成して、一般住民の健康診断、また並びに環境の調査を早急に行なわなければならない、こういうふうに考えたのですが、どうでしようか。

○船後政府委員 佐賀関周辺につきまして必要な

環境分析調査、健康調査等につきましては、先ほ

ど来申し上げておりますように、現在その点につ

いては、まだ実施しておるところでございま

す。

○古寺委員 従業員の方々にはそういうような労

災の補償もござりますけれども、それ以外の一般

いらっしゃるわけです。しかし、こういう問題に
対する労働省あるいは環境庁、厚生省あるいは通
産省の取り組み方というものは、非常に何かまだ
あるつこいような、積極性がないような感じを受け
るわけでございますが、大臣がいらっしゃいます
ので、こういう問題に対する政府の代表として
政務次官から、今後の考え方あるいは今後の対
策、御決意、そういうものをあわせて御答弁を願
いたいと思います。

○中山政府委員　いま御指摘のありましたような
問題につきまして、今後労働省はじめ関係各省に
おきましては横の連絡を十分密にいたしまして、
総合的な住民の健康管理並びに企業内の従業員の
健康管理に一段の努力をいたしたいと考えており

○古寺委員 一日も早く関係各官庁間で連絡をとり合って、人命尊重の立場からこの問題を真剣に取り上げて対処していただきたいということを御要望申し上げまして、時間でござりますので、終わります。

○向山委員長代理 次に、田畠金光君。
○田畠委員 予算に関連して二、三お尋ねをしたいと思うのですが、炭鉱離職者の雇用対策事業として、産炭地域開発就労事業並びに炭鉱離職者の緊急就労対策事業の二つが実施されておるわけでございますが、この事業が制度として取り入れられて以来の事業の規模、すなわち雇用する人の数の問題、それから予算、事業規模、事業単価の推移、それから実施の状況、これについてひとつ概略の説明をまず願いたいと思うのです。

○桑原政府委員 お答え申し上げます。

まず炭灰地域開発就労事業についてお答え申しあげます。

四百万でございます。四十六年度は同じく事業規模は三千二百人で、事業費単価五千円、三十五億五百となつております。四十七年度は、事業規模は同じく三千二百人、事業費単価五千六百円、予算額三十九億二千五百万を予定額として計上しております。それで、それで吸収率は七〇%でございまして、補助率は三分の二でございます。実施しております県は福岡県、佐賀県、長崎県となつております。

それから事業の種目別実施状況を申し上げますと、道路整備事業が一番多うございまして、四十五年、四十六年とも五一ないし五四%を占めております。次に多うございますのが土地等整備事業で三六、七、八%でございます。あと排水路の整備、營造物等の整備、農林施設等の整備事業がござります。

しかる次に、岩佐雅哉君答弁でござります。

ござりますけれども、事業開始当初からのものを
持つておりませんので、昭和四十四年度から申し
上げますと、昭和四十四年度におきましては事業

規模四千七百人、事業費単価二千五百円、予算額が三十億五千二百万となつております。昭和四十五年度は四千三百人、事業費単価二千八百円、予算額が三十一億二千八百万円。四十六年度は事業規模が三千九百人、事業費単価が三千百円で予算額が三十一億四千百円。四十七年度は事業規模一千四百人、事業費単価三千四百円で予算額は三十三億三百万円を計上いたしております。吸収率は八五%で補助率は五分の四でございます。実施しております地城は福島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県の産炭地でございます。

それから事業種目別の実施状況を申し上げますと、やはりこれも道路整備事業が最も多くございまして、比率といたしましては六〇%を占めております。あと多くございますのは、土地整備事業が二〇%から二四、五%を占めております。あと多少こまかになりますと、水道整備とか港湾整備とか砂防の事業等が実施されております。

以上簡単でござりますけれども、御説明申し上

○田畠委員 同じく緊急失業対策法に基づいた一般失対事業について、四十四年度以降予算の規模なり事業実施の推移、ことにまた就労適格者に対する年毎就労者数がどのような比率になっておるのか、これもついでにひとつ御説明を願います。

○桑原政府委員 一般失対事業につきましては、昭和二十四年度から開始されておるわけでございますけれども、当時は吸収人員が二万人程度で八億九百万程度で開始されたわけでございます。(田畠) 煙委員「四十四年度以来でよろしい」と呼ぶ) 四十四年度を申し上げますと、吸収人員が十四万七千人で三百七十一億三千八百万円でございます。それから四十五年度は吸収人員十四万人で予算額が三百九十六億七千九百万でございます。四十六年度は十二万人の吸収人員で三百七十三億六千二百円でございます。四十七年度は十万五千人で三百五十九億四千九百万を予定いたしております。

○田畠委員 去年の六十五国会で、例の中高年齢者の雇用促進に関する特別措置法ができて、一般失対の就労者については漸減する。特に新しく発生する中高年齢の離職者について常用雇用に就労させようとしている。その意味において昨年の一般失対事業は就労者が十二万、今回は十五千名、漸減しておる。それで一応政府のあるいは労働省の方針からすると、それに基づいてこのような予算措置がなされた、こういうことであらうと思いますが、またいま炭鉱離職者の雇用対策事業を見ましても、緊就事業については毎年減つておるわけです。就労人員についても、予算規模についてもですね。四十四年、すなわち第四次石炭政策が始まったのが四十四年でございますが、その一環として産炭地域開発就労事業、これが発足しておるわけです。そういういま説明がありましたように、産炭地域開発就労事業は、制度が発足したとき以来、四十四年、四十五年、四十六年、四十七年、事業規模は三千二百名、こうい

うことになつておるわけですね。事業単価もまた、たとえば昨年は四十六年五千円が、ことしは四十七年五千六百円、すなわち六百円事業単価もアップしておる。ところが緊就事業を見ますと、事業規模は四十六年が三千九百名、四十七年は三千四百名、すなわち五百名減つておる。事業単価もまた四十六年は三千百円であったのが、四十七年は三千四百円、三百円しかアップしていない。

そこで、私いつもこの予算の立て方にについて疑問に感することは、一般失効事業を見ても、あるいは炭鉱離職者対策事業の中の緊就事業を見て、毎年予算定員、就労人員は漸減しておるのに、産炭地域開発就労事業だけは制度の発足以来ずっと同じ事業規模を維持しておる。本来から言うと、この種事業で働く人方は、正常雇用に移動させていくというのが労働省がとつておる雇用対策であるはずだし、また口を開けてそのような説明をなされておる。ところが、産炭地域開発就労事業についてだけいつも横ばいをしておる。この理由がどうしても、私は去年も同じことを質問したが、納得ができないので、どういうわけでもこんな立て方をしているのか、それをひとつ明らかにしていただきたい、こう思うのです。

○桑原政府委員 炭鉱離職者緊急就労対策事業は、先生も御承知のように、昭和三十八年炭鉱離職者臨時措置法の改正によりまして、それまでは法律によつて緊就事業が行なわれておつたわけですがれども、三十八年のときから、炭鉱から出てまいりまく離職者につきましては三年間の求職手帳を発給いたしまして、その間促進手当を支給しながら職業訓練、職業指導、職業紹介といったような、きめのこまかなる援護措置によつてすみやかに安定職場についていただく、こういうよくなたてまえになりまして、したがつて、緊急就労対策事業は予算措置によつて現在働いておられる方たちについてのみ事業を行なう、こういうよくなたてまえに変わりましたわけでござります。そういうふうなことですと、新規に入つてまいりませんわけでござ

いますので、リタイアその他によって事業規模はだんだん小さくなつてまいります。特に昨年の中高法の改正を契機にいたしまして、現実に民間の雇用におつきいたくという方については、御希望があれば就職支度金等を増額いたしまして、一般の民間の雇用におつきいたくというような形で、事業規模はその事業の性格上だんだんと減つてしまつております。

一方、産炭地開発就労事業のほうにおきましては、四十四年度から実施いたしたわけでございますけれども、相変わらず合理化閉山が続いてまいりますし、産炭地域において必ずしも雇用情勢が好転していない。したがって、そこの地域における開発を進めながら、企業の進出等を期待しながらそういった事業を起こし、その間臨時的な就労の場を提供しようというわけ、産炭地開発就労事業ができたわけでございますので、したがつて、産炭地の雇用情勢が現状よりも好転いたしませんわけござりますから、現状のまま事業規模を確保いたす、こういうような考え方で進めておるわけでございます。

○田畠委員 その点は後ほどまたお尋ねいたしま

すが、先ほど触れていましたように、去年の国会で中高齢者の雇用促進に関する特別措置法ができて、これから的一般失対に働く人はだんだん減っていく、現実に毎年二万ないし一万五千減つていくわけですね。そこで、それにかわるものとして、今後中高齢者の予想される離職者については特定地域開発就労事業、これをもつて充てる、このようになつておりますが、一体この特定地域開発就労事業というのが実際どのような運用をなされておるのか。この事業は、説明によれば産炭地域であるとか、あるいは同和地域であるとか、過疎地域であるとか、こういう地域を対象に、こういうわけで、昨年も五千名の事業規模、四十七年度の予算でも同じようになつたてまえ模、このようになつておるわけですね。これが一般失対事業の就労者の漸減に応じて、特定地域開発就労事業にこれを振り向けていくというような

面も一面あるわけありますが、そのあたりの運用というものが末端でうまく調整されているのかどうか、この点ですね。特に私は、これは政務次官にお尋ねしたほうがいいかも知れませんが、昨年やはり同じ六十五国会で農村地域工業導入促進法、こういう法律がきておるわけで、これも一つは農業の構造改善とすることも出てくるわけあります。が、いわば農村にふさわしい企業を誘致することによって農村の労働力の確保をはかる、離農者対策あるいは出かせぎ労働者対策をはかるというようなことを唱えておりましたが、実際これがどのように運用なされておるのか。これらがすべてやるのじやなくて、通産省、農林省、労働省と、こうなつておりますが、特に雇用の面は労働省が関与されておるわけでございますが、この法律に基づく雇用関係などは、どのようになされておるのか、このあたりもあわせてひとつ御説明を願いたい、こう思つのです。

○道正政府委員 御承知のとおり、さきの通常国会におきまして成立をした農村地域工業導入促進法は現在計画立案の段階でござります。

いまのところ二十県くらいの県におきまして計画ができ上がっておりますが、まだ全部完成を見

ておりません。その計画の立案の段階におきま

しては、都道府県の労働主管部を中心に雇用面につきましても、地域の実情に応じ、雇用面の計画を織り込んで立案をいたしております。そういう段階でございます。

○桑原政府委員 特定地域開発就労事業は、昨年の中高法の改正に伴いまして新しく昨年の十月から実施を始めた事業でございます。この事業に就労いたします失業者の方は、原則として中高年

齢法によりまして手厚い就職援護措置を講じて

おりますけれども、昨年も五千名の事業規

模、三千人の方が就労されておりますけれども、昨年

の十月、失対事業が、新規の失業者については入

れなくなつたわけでございます。その機会に失対に働いている方につきまして、特に民間の雇用に御希望いたく方あるいは地域開発就労事業に体力その他から見てぜひ働きたいという方につきましてのみ、とりあえず三千人の規模で開発就労事業を現在施行いたしております。

したがいまして、そういう失対事業が、今後高齢者に対するいろいろな施策等が完備するまでには失対事業でお働きいただけるわけですけれども、そういう失対事業に依存しなくていいという方についてのみ、先ほど申し上げましたように、開発就労事業にお働きいただいたというようことで、特例的な現在運用をいたしております。

したがって、現在中高法によって手帳を発給しているいろいろな就職活動をされます方がいざれだんと就職されるし、あるいはどうしても就職できないという方がだんだんと出てまいられると思いますけれども、その時期においてそういう方々を必要に応じて必要な地域に開発就労事業を逐次始めまいりたい、こういうふうに考えております。

○田畠委員 どちらも局長の答弁は、農村地域工業導入促進法について都道府県の計画を待つてとい

うようなお話をありますが、この種法律が次から

次にきてくる、また今度の国会では工業再配置促進法というのが、これは特に田中通産大臣の大

きな構想として、また土地再開発計画の一環とい

うようなことも性格としてあるわけであります

が、工業再配置促進法案というのが提案される。

今日、太平洋ベルト地帯というのは、国土面積の二割だが、人口は五割を占めている。工業出荷額は七三%に及んでおり、これをある年度を目標にして工業出荷額を五〇%程度に下げて、そうし

て、たとえば首都圏のようなところから地方の農

村に対して工業などを移転促進しよう、こういう

ことをねらった法律でございますが、この法律を

見まして、これは今後の国土の均衡ある発展、あ

るいは過密過疎の問題の解決、あるいは都市政

策、あるいは土地政策、これを進めていく上においては、この法律は非常におもしろいと申します

か、なかなか斬新な法律である。このように考えます

るわけですが、この中で一番大事なことは

は、雇用面という問題がほとんどないということ

です。

現実に、たとえば東京都内の公害その他もあつて、自然環境その他もあって、この都内から、首

都圏から地方に移転をしよう、あるいは移転の促進をはかるう、こういうことになりますと、

という方についてのみ、先ほど申し上げましたよ

うに、開発就労事業にお働きいただいたというよ

うなことで、特例的な現在運用をいたしております。

したがって、現在中高法によって手帳を発給し

ていろいろな就職活動をされます方がいざれだんと就職されるし、あるいはどうしても就職で

きないという方がだんだんと出てまいられると思

いますけれども、その時期においてそういう方々

を必要に応じて必要な地域に開発就労事業を逐次

始めてまいりたい、こういうふうに考えておりま

す。

○田畠委員 どちらも局長の答弁は、農村地域工業導入促進法について都道府県の計画を待つてとい

うようなお話をありますが、この種法律が次から

次にきてくる、また今度の国会では工業再配置促進法というのが、これは特に田中通産大臣の大

きな構想として、また土地再開発計画の一環とい

うようなことも性格としてあるわけであります

が、工業再配置促進法案というのが提案される。

今日、太平洋ベルト地帯というのは、国土面積の二割だが、人口は五割を占めている。工業出荷額は七三%に及んでおり、これをある年度を目標

にして工業出荷額を五〇%程度に下げて、そうし

て、たとえば首都圏のようなところから地方の農

村に対して工業などを移転促進しよう、こういう

ことをねらった法律でございますが、この法律を

見まして、これは今後の国土の均衡ある発展、あ

るいは話し合ひなり、提案に至るまでど

のような経過を経て いるのか、このあたりをひと
つ承っておきたいと思うのです。

○道正政府委員 御指摘のとおり工業再配置促進にあたりまして、雇用問題が非常に重要なと いうことはもう全く同感でございます。当初、率直に申しまして、通産省で立案いたしました原案には、雇用面につきましてはほとんど触れるところがございませんでした。私ども、この種の法律

を施行する場合に、雇用面の配慮なしにはできない問題ではないということを強く言いまして、その結果、先ほど御指摘がございましたように、「目的」にも入れまして、また計画立案の場合にも「労働力の需給に関する事項」を大きな要素として検討するということに明文をもつて書き、また第四条におきましては「関係行政機関の長」となっておりますが、労働大臣といたしましては、所掌事務につきまして通産大臣に意見を言うう仕組みも法律上明文をもつて仕組んだわけでございます。さらに第十条におきましては「訓練施設その他の施設の整備の促進に努めなければならない。」という努力義務等も入れたわけでございます。

工場を閉鎖して地方に移転する。そのために、いま組合と会社の間に合理化反対闘争というようなことで深刻な紛争が起きていることを承知しておりますが、東京都内では、もうすでに公害の問題、環境の保全からくるいろいろな制約の問題等があつて、どうしてもこれは地方に移転せざるを得ない。それはまたそれだけの理由じやなくして、もつと原材料の輸入等々、そういうような点から臨海工業地帯に移転せざるを得ない、こういうような問題をめぐつて深刻な紛争状態が起きています。

が適用されると、そつくりそのままの事例が所々方々に企業の中に起きてくる、こう見るわけです。しかも工業再配置促進法というものは、先ほど申し上げたように、土地の再開発のためにどうしても必要なんだ、あるいはまた過密過疎の問題の解決等々のためにも、そうしてまた国土の調整のためた发展を促进するためにもどうしても必要なんだ、こうなってきますと、大きな国の政策目標のもとに運用されるわけですね。そういうような場合は、当然たとえば炭鉱離職者に対して、駐留軍離職者に対して、あるいは昨年の日米の織維協定に基づく、織維労働者に対する特別の雇用対策、離職者対策はとられたが、こういう大きな法律をつくるならば、少なくとも一番大事なその裏づけである人の問題、人の配置の問題、離職の問題等々について対策がとられないということは、私は片手落ちもはなはだしいと思うのです。

いの局長の答弁では、とれたけこの立法に効果省が参与なされたかということを強く疑問に思うのです。私は、こういう問題等について、もつと労働省がこういうような法律の立法過程に参加して雇用対策の問題等、あるいはそういう該当労働者の援護措置等々については、もっと強い内容というものがとられてしかるべきじゃないか、こういうようにも思ふのです。どうですか。政務次官、あなたはこの点についてどうお考えですか。

配置の問題が過密都市の分散につながるということは、私どもよく存じておりますけれども、事業場、工場の移転に伴いましては、当然従業員の移動という問題が当面の課題となつて登場してまいります。その場合に、家族を持つ労働者たちが遠隔の地に移るということは、就学問題やいろんな問題等で事実上困難な問題が起つてくることも現実にございます。そういう面で、新しい工業の移転等につきましては、十分離職問題につきましては、離職の起こらないように配置転換等を企業側とも十分相談をいたすとともに、どうしても移動できない労働者のためには再就職のあつせん、あるいはまた中高年の雇用促進等につきましては、労働省といたしましても、今後は十分関係各省と相談の上で、働く人たちの不安のないような施策をとりたいと考えております。

○田畠委員 私は、この種法律ができるることは大いに賛成であり、けつこうであるが、やはり大事なのは、いま政務次官のお話にあったように、既存の工場、企業に働いている人が新しいところに配置転換が円滑いくならば、これはけつこうなんだけれども、多くの場合はなかなかむずかしいと思うのです。

そのような場合に、そのような企業に働いていらっしゃる方が離職した場合の対策をどうするか、こういうような問題については、もっと責任ある、言うならばきめのこまかなく保護策ぐらいはとられて法律が出てくるようなことでなければ、私は、この法律をつくって、たいへんに社会的な混乱だけを巻き起こしはせぬか、こういうことを心配するわけで、こういう点はもっと真剣に取り組んでいただきたい、こう思うのです。

それから、先ほどの産炭地域開発就労事業の問題にもう一度戻りますが、過去の石炭合理化による失業者の滞留が著しい地域であるとか、あるいは今後合理化に伴い、多数の失業者の発生が予想される地域を対象に、この産炭地域開発就労事業というものができたわけです。また、使用者の者側から見るなら、合理化に伴う石炭鉱の離職者並

そのような場合に、そのような企業に働いていられる方が離職した場合の対策をどうするか、こういうような問題については、もっと責任ある、言うならばきめのこまかなる援護策ぐらいはとられて法律が出てくるようなことでなければ、私は、この法律をつくっても、たいへんに社会的な混乱だけを巻き起こしはせぬか、こういうことを配慮するわけで、こういう点はもっと真剣に取り組んでいただきたい、こう思うのです。

それで、この石炭特別会計を見ますると、通産省関係の予算措置は——四十七年度の通産省関係の石炭予算是、昨年に比べますと六十三億四千五百百万減つておる。ところが、労働省関係はどうかと申しますと、四十七年度の労働省関係の炭鉱離職者予算是昨年に比べて四億以上ふえておる、こういうことです。それで、ことしの石炭特別会計は千一億でございますが、昨年に比べると約六十億減つておるが、労働省関係の離職者予算だけは四億ふえておる、こういうわけです。

私は、石炭特別会計について云々議論する時間もないし、そのつもりはございませんが、このようない予算措置がふえておる。ところが、この産炭地域開発就労事業というのには、現行次官通達によつて、北海道のような積雪寒冷地帯であるとか、離島であるとか、新産都市であるとか、工業開発特別地城は除くと、こうなつておる。この点はこの次官通達はもうなくなつたのですか。これ

びに関連企業から出てきた離職者、このような離職者を雇用することになるのが開発就労事業でございますが、先ほど矢野部長の答弁を聞いておりますと、私が納得できないのは、これだけは四年以来事業規模も減っていないで、予算規模だけは毎年大きくなつておるということですね。これは、石炭対策特別会計の中の予算措置でございまが、四十七年度の石炭対策特別会計を見ますと、今度は石炭及び石油対策特別会計と名前が変わりましたが、御承知のように、石炭特別会計は別建てで、原重油関税収入の十二分の十を充てておる。ところが、昨年のドル・ショック以来、経済活動が沈滞して、そのために原重油関税の収入もことしは減つてきた。そこで、毎年石炭特別会計は、四十六年度までは予算の全体の規模もふえてきたのだが、ことしは石炭対策特別会計は規模が減つてゐるわけです。これはもちろん炭鉱そのものが大幅に数が減つた、これも一因でありますが、大きな原因は原重油関税の財源がずっと減つてきておるということです。

それからもう一つ、私が非常に遺憾に思うことは、この開発就労事業が発足した四十四年は、一体炭鉱の閉山の規模はどれだけあったのか、炭鉱の離職者がどれだけあったかというと、四十四年には八百四十二万トンに相当する山が閉山しております。離職者が二万二千二百八十八名。四十五年はどうかというと、六百四十八万トンの規模の山が閉山になっておる。そして離職者が九千七百十五名です。四十六年度はどうかと申しますと、閉山が六百一十万トン、炭鉱の離職者が一万二百三十七名、こういう状況です。

ところで、私は質問であなたに答えてもらわぬで、資料をあなたに説明して判断を願うわけですが、四十四年、四十五年、四十六年にこのような規模でこれだけの離職者が出ておるが、産炭地域開発就労事業というものは、御承知のように九州地域しかやっていないでしよう。なるほど、九州地域における炭鉱離職者の発生状況はどうかといふと、四十四年は、二万二千二百八十八名の中で、九州地域は一万三千六百七十名の離職者が発生しました。四十五年は、九千七百十五名の炭鉱離職者の中で、九州地域から離職者が出たのは四千七百一名、半分くらいですね。四十六年はどうかといふと、四十六年は、一万二百三十七名の炭鉱離職者が出て、一体どこからそんなにたくさんの離職者が出了かとすると、一番大きいのは、これは常磐地域が五千七百五十六名、北海道が三千五百二十九名、九州は、わずかと言つたら語弊があるかもしだぬが、九百五十二名です。あの小さな常磐地域で五千七百五十六名の炭鉱離職者が出ておるのに、北海道は三千五百一十九名出でておるのに、九州は九百五十二名、こういうわけです。もう筑豊地区にはほとんど炭鉱というものはなくなつたでしょう。これから炭鉱の閉山が出てくるのはやはり北海道地域だ。常磐などは昨年でほとんど全部閉山してしまったというような状況ですね。

そういうようなことを考えてみると、私は言いたいのは、産炭地域開発就労事業というものが九州に、しかもそれは福岡県のみに集中的に実施

それからもう一つ、私が非常に遺憾に思うことは、この開発就労事業が発足した四十四年は、一体炭鉱の閉山の規模はどれだけあったのか、炭鉱の離職者がどれだけあつたかというと、四十四年には八百四十二万トンに相当する山が閉山しております。離職者が二万二千二百八十八名。四十五年はどうかというと、六百四十八万トンの規模の山が閉山になつておる。そして離職者が九千七百十五名です。四十六年度はどうかと申しますと、閉山が六百一十万トン、炭鉱の離職者が一万二百三十七名、こういう状況です。

ところで、私は質問であなたに答えてもらわぬで、資料をあなたに説明して判断を願うわけですが、四十四年、四十五年、四十六年にこのような規模でこれだけの離職者が出ておるが、産炭地域開発就労事業というのは、御承知のように九州地域しかやっていないでしよう。なるほど、九州地域における炭鉱離職者の発生状況はどうかというと、四十四年は、二万二千二百八十八名の中で、九州地域は一万三千六百七十名の離職者が発生しました。四十五年は、九千七百十五名の炭鉱離職者の中で、九州地域から離職者が出了のは四千七百一名、半分くらいですね。四十六年はどうかというと、四十六年は、一万三百三十七名の炭鉱離職者が出て、一体どこからそんなにたくさん離職者が出了かというと、一番大きいのは、これは常磐地域が五千七百五十六名、北海道が三千五百二十九名、九州は、わずかと言つたら吾輩があるかも

されておる。先ほど、不当労働行為で福岡県知事から、亀井さんの名前が出ていたが、どうもこの開発就労事業というのは、労働省の先輩の亀井知事のためにとられた措置じゃないかという悪口も、もうこの制度ができた当初からあるわけで、これは実際の四十四年以来昨年、四十六年までの予算運用を見ますると、そういう点ではまことに遺憾だ、こう思うのですね。

だから、この際、労働次官もいらっしゃるわけだが、いまのような問題を私が指摘いたしましたが、この開発就労事業について、もし私の記憶違和であるとすれば、次官通達というものがあつて、その次官通達によると、こうこうこういう地域はだめだ、こういうような通達があるや聞いておるが、もあるとすれば、すみやかにその通達は取り消すべきだとと思うし、またせっかく石炭対策特別会計の予算の中で、石炭を維持存続させるという前向きの予算というものはぐっと減ってるにかかわらず、炭鉱離職者の予算だけはふえておる。しかも、これは労働省所管である。こういうことを考えてみますと、開発就労事業の予算運用等について、もつとくふうがあつてしかるべきだ、このように考えますが、この点について、ひとつ政務次官の見解を承っておきたい、こう思ひます。

○中山政府委員 田畑委員の御指摘にお答えさせていただきたいと思います。

従来、産炭地開発就労事業の運用につきましては、ただいま福岡県、佐賀県、長崎県の三県に限つて行なわれておりますけれども、今後は炭鉱離職者の実情を調査いたしまして、現状に合うようになりますけれども、そういう趣旨の点は、その通達には載っておりません。

なお、この産炭地開発就労事業は御存じのよう

会で、産炭地開発就労事業等について質問いたしました。当時の遠藤矢対部長、それから労働大臣も出席していました。いま政務次官の答えたようなことを同じく答えておるので、昨年のいまごろ。だから、また同じようなことを答えているが、また私をだますつもりかどうか。今度はもう少し切り込みたいのだが、あまり切り込みもしないままに今度は人がかわっているし、顔ぶれもかわっているから、今度はほんとうのことかなといふことで私、受け取りたいと思うが、ひとつ政務次官の答えはよくわかりましたが、担当の部長がもっとしつかりせぬと困るので、部長からも、ひとつはつきりと答えていただいて、私の質問をこなして終わります。

○桑原政府委員 ただいま政務次官が御答弁申し上げたとおりでございます。私もそういった方向で十分検討いたしたいと思います。

○田畠委員 それじゃ終わります。

○向山委員長代理 次に、寺前巖君。

○寺前委員 きょうは、私は、映画産業で働いている人の中には俳優さんもあるし、また撮影その他の仕事についている人もあるわけですが、契約者制度という制度で、事実上労働者と同じ仕事をしているわけですが、扱いがそうなっていないという実態を最近知りましたので、この問題についてお聞きしたいと思います。

最近、こういう手紙が私のところにきました。
映画産業には「契約者」と呼ばれる大量の未組織労働者が働いています。契約制度とは一言で云えば、有名俳優の出演契約の形式を一般労働者の雇用形態に無理にあてはめ、「請負契約」であるかのように偽装した悪質な臨時工制度です。それは、労働者を労基法や労組法の適用から除外し、団結権を奪い、無制限な長時間労働と過勤手当なしの固定賃金や出来高賃金をおしつけ、実態は長期雇用であるにもかかわらず身分保証の面でも非常に不安定な状態にしばりつける一種の奴隸制度であると云つても過言ではありません。しかもこれらの労働者には、社会

保険が一切適用されていません。長い間、バラバラにされ、劣悪な労働条件に甘んじていたこれらの労働者も最近ようやく要求をかうげて立ち上るようにならってきました。とくに東映では、契約者四〇〇余名が契約者集団という組織に結集し集団交渉権を確立し、急速に労働条件改善斗争を強化して来ました。その結果東映では、昨年冬までに、健康保険、厚生年金の適用をかちとりました。しかし東映でも今尚、失業保険の適用対象からは除外されており、基準法の保護も依然として受けていません。

深刻な産業危機の渦中にある映画産業では、失業保険適用問題は、それ自体非常に緊急性をもつた問題となっています。しかもそれは單に、失保の給付問題だけなく「契約制度」という悪質な雇用制度を改善し労働者としての当然の権利を次第に確立していくための貴重な一步となる性質をもっています。

云々、こういう手紙をいただいたわけであります。

それで、この間、私、実際に所用があつて撮影所へ行きましたついでに、東映の京都撮影所とうところに行ってみました。

先ほど当局の方にはお渡しをしておいたわけですが、この撮影所の組織、人員の配置というのを見てみたのです。そうすると、撮影所の中に社員というのがおりますし、契約者というのがおりますし、下請の労働者という三つの形態があるわけですが、全体として、映画撮影からテレビその他を入れると、この事業所ではさつと千人ほどの職員がおると同時に、契約並びに下請というのがざつと三分の一の四百から五百という数が存在しているということが明らかになりました。そうして、一本一本の映画をとる場合にどういうふうにしますか。先ほどお手元にお渡ししておいたわけですが、たとえば「任侠列伝」という一つの映画監督をとる。そうすると、そのスタッフというのをま

す山下耕作という監督さんにお願いをする、この監督さんは技師としての契約を一手に引き受けた。そこでこれを山下組のスタッフという形で人員配置を、社員並びに契約者、下請をそこに入れてしまふわけです。

そこで、技師の契約の問題は一応たな上げにして、お手元に渡してある表をごらんいただいたらわかりますが、たとえば助監督というのがあります。助監督といふのは監督さんを助ける仕事だと思ふのです。その助監督さんのチーフは社員です。その次の人も社員です。しかし、もう一人の人がおります。その人は契約だということになります。そうすると、監督の指揮のもとに仕事をする助監督グループがあつて、その一員が、他の二人は社員として労働者としての諸条件を全部獲得しているのに、その助監督は契約だという身分のため1%の青色申告の積み立てをやつしていくということで、事業契約の資格であるがために失業保険の対象から、一切の労働者としての労働条件の保障を受けられないという状態になつておる、こういうのです。

あるいはまだそこにありますように、撮影といふ分野があります。この撮影という分野のチーフである人は契約者です。技師として撮影全般に対することを請け負うということはあり得ると思うのです。その下で働く人が社員という形で三人おります。この人たちは労働者としての扱いを受けているのです。ところが、その下に二人、まだ別に契約者というものがおるのです。仕事はこの社員の人と同じように、あしたは何時何分に出てきてくれよ、こういうふうに仕事につけさせられて、そしてその契約者の指揮のもとに撮影の任務につく。そうすると、この契約者というのは、名前は事業契約のごとく扱われているか知らないけれども、実態は全く労働者としての地位であるのに間違ひありません。また、だれが常識的に考えて、それ以外に考えられない性格であるのにもかかわらず、これが契約者として存在している。

こういうふうな道筋をたどつていくならば、契

約という形を通じて労働基準法の適用を受けない労働者が入つてきて、休暇の問題から勤務の問題から、労働者としての一切がつさない権利が剝奪されてしまうわけです。

そこで、技師の契約の問題は一応たな上げにして、お手元に渡してある表をごらんいただいたらわかりますが、たとえば助監督といふのがあります。助監督といふのは監督さんを助ける仕事だと思ふのです。その助監督さんのチーフは社員です。その次の人も社員です。しかし、もう一人の人がおります。その人は契約だということになります。そうすると、監督の指揮のもとに仕事をする助監督グループがあつて、その一員が、他の二人は社員として労働者としての諸条件を全部獲得しているのに、その助監督は契約だという身分のため1%の青色申告の積み立てをやつしていくということで、事業契約の資格であるがために失業保険の対象から、一切の労働者としての労働条件の保障を受けられないという状態になつておる、こういうのです。

あるいはまだそこにありますように、撮影といふ分野があります。この撮影という分野のチーフである人は契約者です。技師として撮影全般に対することを請け負うということはあり得ると思うのです。その下で働く人が社員という形で三人おります。この人たちは労働者としての扱いを受けているのです。ところが、その下に二人、まだ別に契約者というものがおるのです。仕事はこの社員の人と同じように、あしたは何時何分に出てきてくれよ、こういうふうに仕事につけさせられて、そしてその契約者の指揮のもとに撮影の任務につく。そうすると、この契約者というのは、名前は事業契約のごとく扱われているか知らないけれども、実態は全く労働者としての地位であるのに間違ひありません。また、だれが常識的に考えて、それ以外に考えられない性格であるのにもかかわらず、これが契約者として存在している。

こういうふうな道筋をたどつていくならば、契

約という形を通じて労働基準法の適用を受けない労働者が入つてきて、休暇の問題から勤務の問題から、労働者としての一切がつさない権利が剝奪されてしまうわけです。

そこで、技師の契約の問題は一応たな上げにして、お手元に渡してある表をごらんいただいたらわかりますが、たとえば助監督といふのがあります。助監督といふのは監督さんを助ける仕事だと思ふのです。その助監督さんのチーフは社員です。その次の人も社員です。しかし、もう一人の人がおります。その人は契約だということになります。そうすると、監督の指揮のもとに仕事をする助監督グループがあつて、その一員が、他の二人は社員として労働者としての諸条件を全部獲得しているのに、その助監督は契約だという身分のため1%の青色申告の積み立てをやつしていくということで、事業契約の資格であるがために失業保険の対象から、一切の労働者としての労働条件の保障を受けられないという状態になつておる、こういうのです。

あるいはまだそこにありますように、撮影といふ分野があります。この撮影という分野のチーフである人は契約者です。技師として撮影全般に対することを請け負うということはあり得ると思うのです。その下で働く人が社員という形で三人おります。この人たちは労働者としての扱いを受けているのです。ところが、その下に二人、まだ別に契約者というものがおるのです。仕事はこの社員の人と同じように、あしたは何時何分に出てきてくれよ、こういうふうに仕事につけさせられて、そしてその契約者の指揮のもとに撮影の任務につく。そうすると、この契約者というのは、名前は事業契約のごとく扱われているか知らないけれども、実態は全く労働者としての地位であるのに間違ひありません。また、だれが常識的に考えて、それ以外に考えられない性格であるのにもかかわらず、これが契約者として存在している。

こういうふうな道筋をたどつていくならば、契

約という形を通じて労働基準法の適用を受けない労働者が入つてきて、休暇の問題から勤務の問題から、労働者としての一切がつさない権利が剝奪されてしまうわけです。

そこで、技師の契約の問題は一応たな上げにして、お手元に渡してある表をごらんいただいたらわかりますが、たとえば助監督といふのがあります。助監督といふのは監督さんを助ける仕事だと思ふのです。その助監督さんのチーフは社員です。その次の人も社員です。しかし、もう一人の人がおります。その人は契約だということになります。そうすると、監督の指揮のもとに仕事をする助監督グループがあつて、その一員が、他の二人は社員として労働者としての諸条件を全部獲得しているのに、その助監督は契約だという身分のため1%の青色申告の積み立てをやつしていくということで、事業契約の資格であるがために失業保険の対象から、一切の労働者としての労働条件の保障を受けられないという状態になつておる、こういうのです。

あるいはまだそこにありますように、撮影といふ分野があります。この撮影という分野のチーフである人は契約者です。技師として撮影全般に対することを請け負うということはあり得ると思うのです。その下で働く人が社員という形で三人おります。この人たちは労働者としての扱いを受けているのです。ところが、その下に二人、まだ別に契約者というものがおるのです。仕事はこの社員の人と同じように、あしたは何時何分に出てきてくれよ、こういうふうに仕事につけさせられて、そしてその契約者の指揮のもとに撮影の任務につく。そうすると、この契約者というのは、名前は事業契約のごとく扱われているか知らないけれども、実態は全く労働者としての地位であるのに間違ひありません。また、だれが常識的に考えて、それ以外に考えられない性格であるのにもかかわらず、これが契約者として存在している。

こういうふうな道筋をたどつていくならば、契

かるのですが、この中に下請の会社名が入っています。制作プロというものは八名おります。これは助手その他の人たち、助監督などの人たちを派遣するプロダクションなんです。それから関西映機というのと矢部プロというのがあります。関西映機というのは、いま言った照明の下請の人を派遣するところなんです。矢部プロというのは、録音関係の人を派遣するところなんです。ごらんのとおり、下請とこういったって、実はこのシステムの中に組み入れられているところの労働者だ。そうすると、この他の会社のやつは一応請け負ってこの三つの会社は全く人を派遣するだけのことが現実に行なわれているというのが実態のようですね。とすると、これは職安法に基づいて、人入れ稼業をやるということは許されていないというふうになるという性格を持つんじゃないだろうか。したがって、私はこういう人入れ稼業の事業が、ここに存在しているということになるならば、非常に重大的な問題だと思うので、これは職安局長さんになりますか、ちょっとお聞きしたいと思うのです。

○道正政府委員 下請業が労働者供給事業に該当するかどうかは、個々具体的な事例につきまして職業安定法施行規則第四条第一項に示します四条件を満たしているかないかを判断する必要がござります。そういう意味で御指摘の映画産業における請負業につきましては、早急に実態を調査したいと思います。

○寺前委員 それで私は最後に政務次官にお願いといいますか、お聞きしたいわけですがれども、いま映画産業は東映だけではなくして、他の分野にもこういうような形態が存在しているようです。さらに、これはテレビ関係その他の分野にもこういう問題があるようです。私は労働基準法を、これは労働者の今までの戦いの中でくらげてきたところの一定の労働者の基本的な最低の労働条件をきめるものであって、これよりもよくしなければならぬと法律には書かれているとお

り、当然労働省自身がこの労働基準法に基づいて、現実にいまの労働者を保護していくという使命があると思うのです。

そういう立場に立って、私は具体的にいまある事業会社について指摘しましたから、この一つの事業会社についてはもちろんのこと、この全分野に対しても緊急に調査をしていただいて、そうして労働者の基本的な権利を保護するように善処していただきたいと思いますが、政務次官の見解を聞きたいと思います。

○中山政府委員 ただいま御指摘のありました点につきましては、労働省といたしましても十分調査をいたして、銳意努力をいたしたいと考えております。

○寺前委員 終わります。

○向山委員長代理 これにて散会いたします。

午後七時十五分散会

昭和四十七年四月七日印刷

昭和四十七年四月八日発行

衆議院事務局

印刷者　大蔵省印刷局